

大学における学生相談体制の 充実方策について

－「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」－

平成 19 年 3 月

独立行政法人 日本学生支援機構

刊行にあたって

近年、学生相談の件数は年々増加し、その内容も複雑化する状況にあります。このような状況の中で、大学等におかれては、学生に対するきめ細かな支援や対応に日々尽力されており、学生支援の充実に向け多大な努力を傾注されていることと存じます。

独立行政法人日本学生支援機構では、奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通して、豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に努めているところです。そのうち、学生生活支援事業では、大学等の教職員に対する研修や情報の収集・提供等を行っておりますが、このような大学等の状況にかんがみ、学生相談体制の整備・充実に資するべく、平成17年10月に学生相談の専門家を中心とした学識経験者で構成する「大学における学生相談体制の整備に資する調査研究会」を設置し、ほぼ1年半に渡り調査研究や協議等を重ねてまいりました。

このたび、その結果を取りまとめましたので、大学等の皆様にご活用いただき、学生相談体制の整備・充実を図る際の一助としていただければ幸いです。

平成19年3月

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

大学における学生相談体制の 充実方策について

—「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」—

平成 19 年 3 月

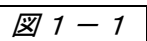
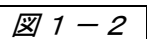
独立行政法人 日本学生支援機構

目 次

はじめに

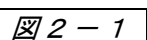
 大学における学生相談体制の整備に資する調査研究事業について

第1章 基本的考え方

1. 教育の一環としての学生支援・学生相談 6
 2. 学生の個別ニーズに対応した学生支援 7
 - (1) 学生の多様化と大学全体の学生支援力の強化
 - (2) 学生期の課題に応じた学生支援
-  図1-1 学生生活サイクルの概要
3. 「学生支援の3階層モデル」による総合的な学生支援体制 9
 - (1) 教職員と専門的カウンセラーの連携・協働
 - (2) 学生支援の3階層モデル
-  図1-2 学生支援の3階層モデル
- (3) 「学生支援の3階層モデル」の留意点

第2章 総合的な学生支援体制の整備

1. 学生支援体制を統括する機能 1 2
2. [日常的な学生支援（第1層）] ー日常的な個別ニーズの把握と対応ー 1 2
 - (1) 教職員に求められる基本姿勢と対応
 - (2) 支援が必要な学生に対しての姿勢
 - (3) 自主的活動に対する支援ー学生の相互的成長と社会化の促進ー
3. [制度化された学生支援（第2層）] ー個別ニーズに応える役割・場の工夫ー 1 4
 - (1) 教員が担う役割・場の工夫
 - (2) 事務系職員が担う役割・場の工夫
 - (3) 学生の相互援助力の活性化
4. [専門的な学生支援（第3層）] ー個別ニーズに応える専門性の分化と深化ー 1 5
 - (1) 専門的な学生支援機関の必要性
 - (2) 専門的な学生支援における連携・協働
 - (3) 種々の専門的な学生支援機関

 図2-1 学生支援機能の対象と対応

第3章 学生相談体制のあり方ー学生相談機関・専門家の充実ー

1. 学生相談機関の設置	19
(1) 学生相談機関の使命	
(2) 全学共通基盤としての位置づけ	
(3) 学生相談機関の運営	
(4) 学生相談機関の倫理	
(5) 学生相談機関の施設	
2. 学生相談機関の役割・活動（業務）	20
(1) 学生相談機関の役割	
(2) 大学における活動（業務）	
表3-1 学生相談活動（業務）の種類	
3. カウンセラー等の充実	22
(1) カウンセラーの位置づけ	
(2) カウンセラーの配置数	
(3) カウンセラーの資格	
(4) カウンセラーの時間配分	
4. 学生相談機関からの情報発信	23
(1) 情報発信の必要性	
(2) 情報発信のための研究	
(3) 情報発信の機会	
5. 学生支援・学生相談の日米比較	23
表3-2 学生支援・学生相談の日米比較	

第4章 ネットワークづくりと研修体制ー学生支援の連携・協働ー

1. 諸課題へのネットワークによる対応と留意点	
ー3階層での支援と連携・協働ー	26
(1) 学業不振・不登校学生への支援	
(2) 自殺をめぐる問題	
(3) 事件性のある諸問題	
(4) 障害のある学生への支援	
2. 連携・協働のための留意点ー守秘義務についてー	29
3. 研修体制の充実	30
(1) 大学教職員のスキルの向上	
(2) 研修の実施形態	
(3) 日常的なネットワークによる相互研鑽	

おわりに

参考資料

1. 事例紹介	33
2. 「認証評価機関」の評価基準等	55
3. 「学生支援情報データベース」における「学生相談」関連項目	
ー「大学等における学生生活支援の実態調査」調査報告（抜粋）ー	61

引用・参考文献

はじめに

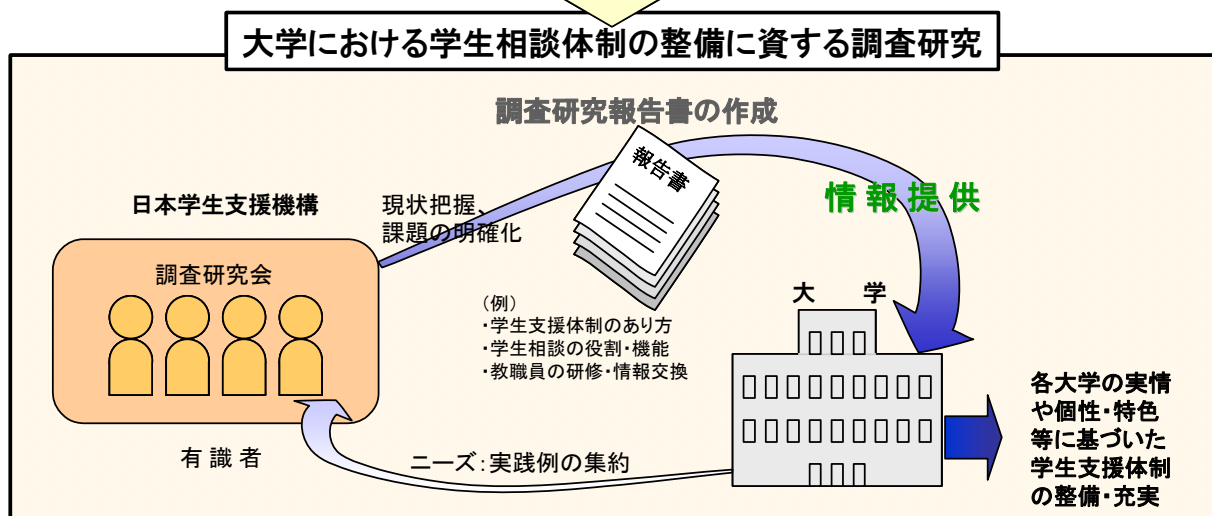
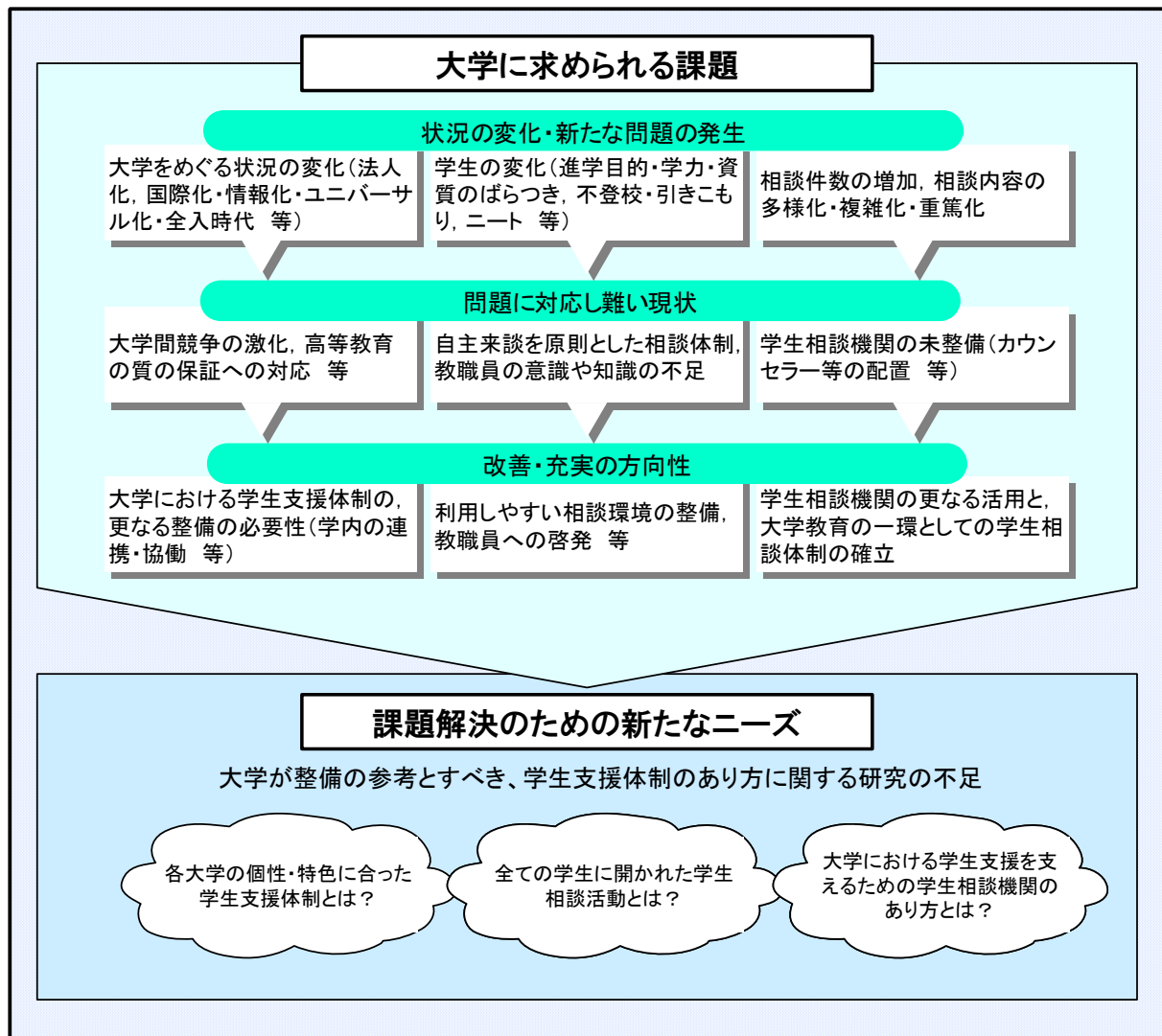
近年の大学は極めて流動的状況にあって、国際化・情報化・ユニバーサル化・全入時代等に直面し、国公立大学の法人化をはじめ経営的視点の導入などが進み、各大学は自らの役割と機能を再考すべき時期を迎えている。一方、入学する学生は多様化が進み、進学目的・学力・資質のばらつき、社会的経験の希薄さなどが指摘されるとともに、不登校・引きこもり、中退・卒業後にフリーターやニートとなる若者の問題等、様々な支援を必要とする学生は増え、また内容的にも深刻かつ困難な問題がしばしば報告されるようになっていく。

平成12年に「大学における学生生活の充実方策について（報告）－学生の立場に立った大学づくりをめざして－」（文部省高等教育局・大学における学生生活の充実に関する調査研究会）（以下「廣中レポート」という。）が出されて5年以上経ち、大学における学生支援の重要性はますます高まっている。中でも「学生相談」は、個々の学生に対するこれまでの実践活動の蓄積を踏まえ、学生支援の基盤の一つとして機能することが期待されており、大学においては学生相談体制の充実が急務となっている。

この課題と対峙し、その解決への端緒を開くため、独立行政法人日本学生支援機構において、学生相談の専門家を中心とした調査研究会を設置した。この調査研究会は、大学における学生相談体制の現状の把握とその課題を明らかにすること、そして、各大学が学生相談体制の整備・充実を図るに際して参考となるモデルなどを策定することを目的としている。具体的には、廣中レポートから一步踏み込み、学生相談を中心とした観点から、大学における学生支援に求められている課題を集約するとともに、そのあり方について検証の上、最終的に共有すべき情報としてのノウハウや実践例を提示するものである。

この調査結果（以下「本報告書」という。）を、大学のそれぞれの個性・特色にかんがみ、「教育の一環としての学生支援・学生相談」の再構築にご活用いただければ幸いである。

大学における学生相談体制の整備に資する調査研究事業について



第1章 基本的考え方

本章では、大学における学生支援・学生相談体制の、望ましいあり方を検討するための基本的考え方を提示する。

本報告書を通しての基本的考え方は、以下の3点にまとめられる。

- 1) **教育の一環としての学生支援・学生相談**という理念に基づき、**すべての教職員と、学生相談の専門家であるカウンセラーとの連携・協働**によって学生支援は達成される。
- 2) 大学は、**学生期の課題**を念頭に置きつつ、**学生の多様化**という現状を常に把握し、**学生の個別ニーズに応じた学生支援**を提供できるよう**大学全体の学生支援力**を強化していく必要がある。
- 3) **日常的学生支援、制度化された学生支援、専門的學生支援の3階層モデルによる総合的な学生支援体制を、各大学の個性・特色を活かして整備することが**望まれる。また、各層の活動がより効果を発揮するために、**教職員の立場に応じた研修、情報交換及び提言、基礎となる研究等の機能が重要である。**

1. 教育の一環としての学生支援・学生相談

大学設置基準の大綱化以降、教養課程の見直しが行われ、いかに学生を幅広い知識と経験をもった人間として育てていくかが大きな課題となっている。廣中レポートにおいても、「これからの大学では、学生に豊かな知識を教授するのみならず、教職員が学生との人間的なふれあいを通じ、切磋琢磨しながら、道徳観、責任感などの高い倫理性とともに、忍耐力、意志伝達力、折衝力、決断力、適応力、行動力、協調性など、複雑化し、価値観が多様化した社会の中で生き抜くための基本的な能力の涵養に努めていくことが求められる」と指摘されている。

学生相談は、学生支援の中心的な役割の一つに位置づけられ、学生一人一人がその学びと育ちのプロセスにおいて「ニーズを感じた時点」で、「個別相談」を中心とする丁寧なコミュニケーションを通じて、「全人的に」育てていく機能を有するものである。

本報告書は、それらの機能を再認識するとともに、廣中レポートの「学生相談の機能を学生の人間形成を促すものとして捉え直し、大学教育の一環として位置づける必要がある」との考え方と併せて、すべての教職員がかかわる「総合的な学生支援」とカウンセラーによる「専門的な学生相談」を整理し、望ましい学生支援・学生相談体制のあり方及び具体的な活動内容について述べていく。

2. 学生の個別ニーズに対応した学生支援

(1) 学生の多様化と大学全体の学生支援力の強化

近年、大学教職員からは、学生の学力低下、意欲低下、対人関係の希薄さなどがしばしば指摘され、さらには、不登校傾向、課外活動の停滞、進路未決定等の問題に直面し、困惑の声が上がっている。学生相談の現場からも、相談件数の顕著な増加という量的課題と、対応に苦慮する相談内容の増加という質的課題が指摘されるようになっている。とりわけ、長期の引きこもりや、うつ状態・自殺に関する諸問題の増加、ハラスメントやカルトなど事件性のある諸問題に被害者のみならず加害者としても関与する学生への対応等、面接室にて自主来談を待つだけでは対処しきれない状況が生じている。

また、入学者は、その選抜方法の多様化に加え、諸外国からの留学生、年齢や経験が多彩な社会人学生、障害学生等多様化している。今後も学生の多様化は一層進むと予想されるが、大学の受け入れ準備や提供される支援が十分とは言えない場合もあり、多様な学生たちの個別ニーズに対応した、学生支援・学生相談体制の整備が急務となっている。

学生期は、社会へのかかわり方を選択する重要な時期であり、正課教育で学ぶ知識や技術、様々な正課外教育を通しての体験や学びなどは、自分らしいあり方（アイデンティティ）を確立するための貴重な糧となる。学生は、学びと選択の過程において様々な困難に直面することになる。これに対して大学は、個別性と多様性に配慮しつつ、教育的・成長促進的視点に立った的確な支援をすることが求められる。そのために大学は、大学全体の学生支援力を強化することが必要である。

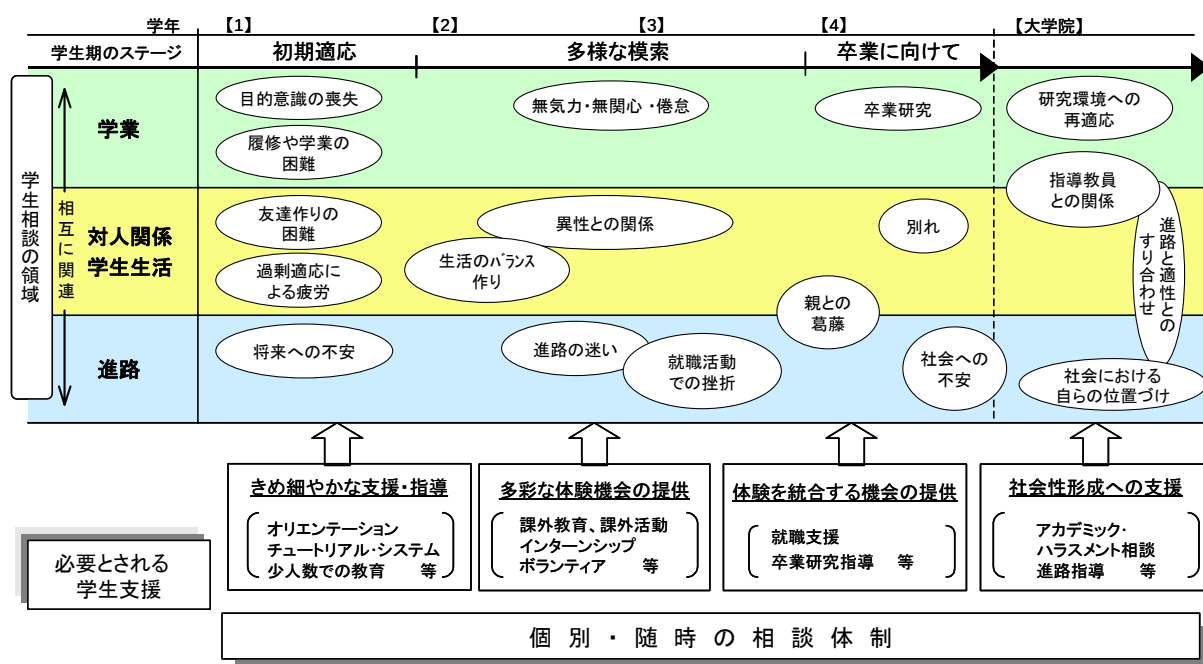
(2) 学生期の課題に応じた学生支援

学生には、入学から卒業に至るサイクルの中で、学年進行すなわち学生期に伴って、「学業」「進路」「学生生活」「対人関係」等、各期のステージにおける個別ニーズがある。これらに対しても大学は、教育的・成長促進的視点に立った支援をすることが重要である（図1-1「学生生活サイクルの概要」）。

1) 初期適応

入学からおおよそ1年間は、学生にとって、新しい大学環境に適応することが課題となる。学生は、高校までの固定された学級や担任・時間割の中での大学進学を目的とした学校生活から、個別の履修計画、流動的な友人関係、時間の自己管理など、急激に自発性が必要となる環境へと大きな変化を経験する。また、不本意入学による挫折感、目的意識の喪失という課題を抱える学生もいる。この時期は、学生相談機関への来談者が最も多くなる。

この入学前後の大きな環境変化に緩やかに移行するよう、きめ細かな個別支援や指導とともに、「オリエンテーション」「チュートリアル・システム」「少人数教育の充実」などの「導入教育」方策が望まれる。



(図 1-1) 学生生活サイクルの概要¹

2) 多様な模索

学生生活上の変化が緩やかな2年から3年にかけての時期には、幅広い学習、課外活動、アルバイト等多様な経験を通じて自分らしさを模索することが重要となる。個々の学生にとっては、将来への選択が次第に近づきつつも、時間をかけて自分を見つめられる貴重な時期であるが、一方で無気力や無関心に陥ることがあり、対人関係の問題が表面化しやすい時期でもある。

そのため学生相談では、長期にわたって自己像を模索する事例も多い。昨今は就職活動の早期化によってこの時期が狭められ、また進路の選択肢が複雑になり、適性を見定めることが難しくなっている。「インターンシップ」や「ボランティア」等の社会的経験を組み入れ、多様な模索を可能にする支援が必要である。

3) 卒業に向けて

3年次後期以降、進学や就職など進路決定の具体化とともに卒業が意識される。就職状況の厳しさや将来の不透明さから不安感が高まり、内定が得られず自信を喪失し絶望感に打ちひしがれる学生も少なくない。

この時期には、自然な形で情報交換がなされるように配慮するとともに、「キャリア教育」の充実、「就職指導」部門の体制強化が重要であると考えられる。同時に、学生それぞれにとって学生生活の総括や別れが課題となり、卒業論文の作成や課外活動の引退等を通じて、学生生活を振り返り、自己像や将来のヴィジョンを再構成する時期でもある。このような作業のための動機づけや機会の提供などの支援において、学生相談が大きな役割を果たしうる。

¹ 鶴田(1994 他)による一連の著作をもとに作成

4) 大学院生の問題

近年の大学院進学率の高まりとともに、目的意識や必要な資質を持たない学生が進学することもまま見受けられる。学部時代に解決しておかねばならない心理的課題を持ち越している場合も多い。入学後は研究環境への再適応が課題となり、研究室内、とりわけ教員との人間関係に困難が生じやすい。また修了に際して、専門分野を活かせるか否かなどの進路選択や、社会における自らの位置づけが改めて課題となってくる。

大学院生に対する社会性形成への個別支援の必要性が増しており、これまで中心となっていた指導教員の指導及び学生相談による支援に加え、「アカデミック・ハラスメントへの配慮」を含めて複数の教員がかかわる機会を持つこと、就職支援部署での大学院生支援の充実など、より幅広い支援が求められている。

なお、上記内容は4年制大学を前提としており、6年制の学部、短期大学、高等専門学校等では幾分異なったサイクルを形成することに留意する必要がある。

また、何らかの事情により留年・休学・復学を経験する学生はもちろん、編入学や飛び級等で通常のサイクルと異なる学生生活を過ごす場合もあり、個別支援のニーズは一層高くなる。

3. 「学生支援の3階層モデル」による総合的な学生支援体制

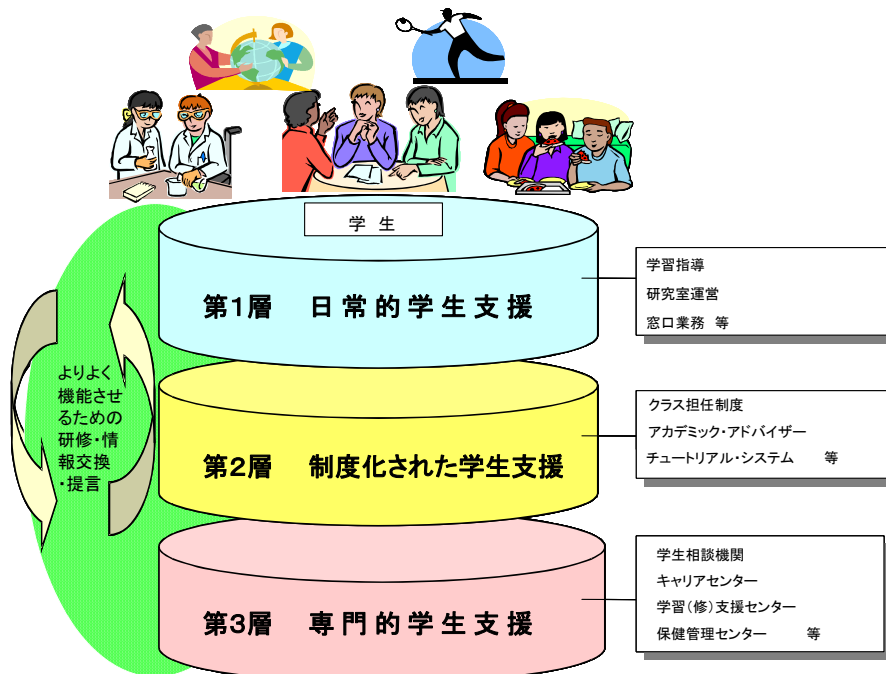
(1) 教職員と専門的カウンセラーの連携・協働

「学生相談」(student counseling)は、専門性を有するカウンセラーによって担われる、個別面接を中心とした心理的・教育的な援助活動を指すものである。一方、日本では、入学から卒業まで正課外教育を通して学生生活を支援するSPS(student personnel services/従来は「厚生補導」又は「学生助育」と称された活動)の伝統があり、教職員による「学生支援」諸領域の中での学生に対する相談的機能も「学生相談」と呼ばれてきた。すなわち、カウンセラー(狭義の学生相談:「心理臨床」をベースにした働きかけ)と、教員(「大学教育」としての各校の教育目標に沿った働きかけ)、事務系職員(「学生生活支援」としての正課外での個別ニーズに応じた働きかけ)、という三者それぞれの役割尊重と協働によって広義の学生相談が進展するというモデルとなる。このように、多様な教職員の関与がなされるとともに、学生相談の要となるカウンセラーが配置され、双方が両輪となって機能することで、広く学生全体を支えることが可能となる。

なお、本報告書では、狭義の“カウンセラーによる心理的・専門的援助活動”を「学生相談」と記し、広義の“教育及び支援活動における相談機能全般”を指す場合は「学生支援」で統一して標記している。

（２）学生支援の３階層モデル

様々な課題やニーズを抱えた学生を大学全体で支えていくための諸活動は、「（図 1－2）学生支援の３階層モデル」に示すように、３つの階層で捉えられる。学生が学業・研究及び正課外教育における課題を乗り越えていくためには、大学が学生支援の基盤となる諸機能や諸設備を用意しておくことが不可欠である。



（図 1－2）学生支援の３階層モデル

１）[日常的な学生支援（第１層）]

教職員は日常的に学生に接する中から、学習指導や研究室運営、窓口業務における助言等を通して、自然な形で学生の成長支援を行っている。また、学生同士の自発的な交流は適応上極めて重要であり、日常的な学生支援に含むことができる。

２）[制度化された学生支援（第２層）]

次の階層では、制度化された学生支援として、「クラス担任制度」「アカデミック・アドバイザー」「チュートリアル・システム」「オフィス・アワー」「何でも相談窓口（員）」「就職相談」等の役割・機能を担った教職員による活動が挙げられる。また、学生の相互援助力を活かす「ピア・サポート」の試みも近年広まりつつある。

３）[専門的な学生支援（第３層）]

２つの階層を越えてより困難な課題が生じた際に、「学生相談機関」「キャリアセンター」「学習（修）支援センター」「保健管理センター」等学内の専門的な学生支援機関が支援を行う。問題の解決・改善の核となり、上記の２階層を支え、かつ学外機関と連携を行う際の拠点となる。

なお、この学内の専門的な学生支援機関は、すべての学生が必要に応じて利用可能な全学的な共通の基盤となる機関（以下「全学共通基盤」という。）として、教職員を配した組織であることが望まれる。

(3) 「学生支援の3階層モデル」の留意点

「学生支援の3階層モデル」を効果的に機能させるために、以下の点に留意する必要がある。

1) 各階層の交流及び連携・協働

各階層間の交流及び連携は必須であり、さらに、異なる立場・視点からアイデアを出し、相互に尊重し合いつつ課題に共に取り組む協働は、各階層の相互理解を深め、支援の幅を広め効果を上げる上で有効となる。学生支援の実践に基づく各階層間での「情報交換」も不可欠である。

2) 各大学の個性・特色を活かした体制づくり

各大学の個性・特色（教育理念・目標、国公立、大学の規模・学部構成・キャンパス特性・学生数、組織形態等）によって望ましい学生支援体制はおのずと異なることに留意する必要がある。また常に、学生の個別ニーズを把握し、そのニーズに基づいた視点を適宜組み入れていく姿勢が求められる。その上で上記の3階層による学生支援体制を構築し、効果的に機能するように配慮しつつ充実させていくことが望まれる²。

なお、学生を支援していくためには、大学を取り巻く地域コミュニティとの交流や連携も重要な意味を持つ。下宿や寮、商店街や食堂等、また、アルバイトやインターンシップ等での交流が学生たちを支えている。また、緊急時には病院・警察・消防署等との連携が必須となる。

² 様々な充実化の様相を、「参考資料：1. 事例紹介」に提示しているので参照されたい。

第2章 総合的な学生支援体制の整備

本章では、学生相談の観点から、学生支援体制を統括する機能について述べた後、第1章「学生支援の3階層モデル」に沿って、大学における総合的な学生支援体制を整備していくための必須事項や留意点について述べる。

1. 学生支援体制を統括する機能

第1章「学生支援の3階層モデル」が実効あるものとなるためには、各階層間での連携・協働が円滑に行えるよう、各学生支援組織や取組を統括する機能（以下「学生支援体制を統括する機能」という。）を大学が有することが重要である。その具体例としては、学生支援全般について審議・検討する審議会や委員会等を設置し、代表責任者に教育・学生支援を担当する理事あるいは副学長といった全学的な政策決定に直接関与できる者が就任することなどが考えられる。また、そこに付与される役割としては、

- ① 学生の個別ニーズの把握
- ② 学生の状況や問題に関する情報や認識の共有化
- ③ 各専門的學生支援機関の運営状況の把握
- ④ 学生支援体制に関する課題の明確化及び必要な施策の検討
- ⑤ 教職員及び専門的學生支援機関の連携・協働の促進

などが考えられる。

この学生支援体制を統括する機能を有することは、総合的な学生支援体制の整備を進める上で重要となる。

2. [日常的學生支援（第1層）]－日常的な個別ニーズの把握と対応－

（1）教職員に求められる基本姿勢と対応

学生にとって、教職員は身近にいる大人であり社会人でもある。家族以外に他世代との接触が少ない学生にとって、教職員との日常的交流は貴重な社会経験の機会となる。何よりも、学生と教職員相互の温かく誠意ある人間的交流は、学生にとって励ましや支えとなるものであり、全人的成長を促進するものである。

大学のすべての教職員は、学生の発達的な課題や今日の状況への理解と支援的な姿勢をもつことが求められる。様々な局面で、学生全般の特徴や個々の学生の様子を、教職員相互又は学内の専門的學生支援機関と情報交換することが必要である。また、大学は、学生の個別ニーズとそれらへの対応について、知見を共有したり協議する全学的な場を設けることが重要である。

教員は、授業やゼミにおいて、「少人数教育」を取り入れるなど、学生と教員が双方向のコミュニケーションを取りやすくすることが大切である。同時に学生同士の交流がなされ、仲間づくりを促進する「グループワーク」的な授業など進め方を工

夫することが望ましい。個別指導においては、学生と教員相互が人格的に啓発し合えるような人間的交流を行うことが求められる。教員は、ハラスメント防止を念頭において節度を保って学生に接すべきことは言うまでもない。

また、事務系職員は、学生の大学生活における手続き等において接する機会が多く、相談を持ちかけられることもあり、教員とは異なった視点で学生を見ている。事務系職員が学生に接する時には、温かく誠意ある対応を心がけ、学生が安心感や信頼感を持てるよう努めることが肝要である。

このような教職員の姿勢によって、大学全体で学生を支えていることを示すことができる。

（２）支援が必要な学生に対しての姿勢

深刻な問題を抱える学生や支援を必要としている学生について、教職員が日々の教育・指導や窓口対応でその存在を把握する機会は多い。直接個人的な相談を受けることもあれば、授業の欠席、学業不振、授業中の不可解な態度、取得単位の不足、窓口での混乱した態度や訴え、不審な言動、トラブルの発生等が把握のきっかけになることがある。当該学生に対しては直接的な支援を試みるとともに、学生相談機関をはじめ必要な部署と相談、連携して支援の方途を検討することが重要である。

教職員は、学生の問題や相談内容に適した支援を行うにあたり、学内の専門的・学生支援機関の存在とその機能をよく把握しておき、必要に応じて紹介できるように学内ネットワークを形成しておく必要がある。また、学生を学内の専門的・学生支援機関に紹介した場合にも、それがかかわりを終えるのではなく、それらの機関と連絡をとりつつ、それぞれの立場から継続的に関与する姿勢が求められる。

（３）自主的活動に対する支援－学生の相互的成長と社会化の促進－

学生の自主的活動は、相互的成長と社会化を促すものとして重要である。自主的活動には「自治活動」「サークル活動」「自主的研究会」などの学内の活動、また、「ボランティア活動」「インターンシップ」「アルバイト」「留学」などの学外の活動がある。これらは組織の中での役割と責任、チームワーク、縦と横の人間関係などの経験と学びの場であり、相互に影響を与えながら心理社会的成長³を遂げる機会となる。また、このような経験は、学生が視野を地域社会や国際社会へと広げることにもつながる。

大学はその意義を認識し、必要な環境整備を行い、適切な情報収集と学生への公平な情報提供に努めるとともに、学生の自主性を尊重した適度な指導と支援を継続して行うことが必要である。

³ 学生が心理的成長と社会的交流を連動させつつ適応・発達を果たしていくこと。

3. [制度化された学生支援（第2層）] 一 個別ニーズに応える役割・場の工夫

（1）教員が担う役割・場の工夫

教員にとって、学生が質問や相談をしやすい体制づくりは重要である。その一つとして「クラス担任制度」「アカデミック・アドバイザー」「チュートリアル・システム」などを設置し、学生が修学や学生生活に関する相談を気軽に行えるように工夫する大学も増えつつある。このような制度を活用し、個々の学生に対して入学時から卒業に至るまでのきめ細かい指導を行うことが可能となる。なお、このような制度を充分機能させるためには、大学全体で常に意識を高めていくことが必要である。

学生にとって、教員の研究室は極めて敷居の高い場所である。「オフィス・アワー」の実施を徹底し、学生の相談のための時間であることを学生に明示するなど、気軽に来訪できるよう工夫する努力が求められる。

（2）事務系職員が担う役割・場の工夫

事務窓口は、学生支援機能の一端を担うものである。窓口での学生対応を通じて、学生の心理社会的成長を促すかわりを持つことは重要であり、学生の個別ニーズに応える体制づくりに努めなければならない。

「何でも相談窓口（員）」「学生支援専門員」等、学生対応を担当する職員を配置することは一つの方法である。何でも相談窓口（員）が機能するためには、担当職員は学生支援の経験が豊富で、かつ学内事情に詳しい専任職員が望ましく、継続的な研鑽の機会を持つことが必要である。また、学生相談機関の「インテーカー（受理面接者）」的な機能を担う職員は、心理相談に関する専門的なトレーニングを受ける必要がある。

学生から見ると、大学の組織や窓口は複雑で分かりにくく、どこに行き、誰に尋ねればよいのか迷う場合がしばしばある。関連窓口の集中配置や、学生が声をかけやすいカウンターの工夫、「総合案内」による適切な機関や教職員の紹介も有効である。

（3）学生の相互援助力の活性化

近年、学生相互の自然な助け合いが生じにくくなっており、相互援助力を活性化させる試みが必要になっている。「ティーチング・アシスタント（TA）」による学習指導に加え、学業についていけない学生への「補習サポーター」、学生生活や進路上の悩みに学生が助言する「ピア・サポート」等、積極的に学生間のネットワークを構築することも有効と考えられる。

学生にとって、孤立や孤独は学業のつまずきや不適応状態の要因となりうるため、相互に援助し合う仲間や先輩との出会いの機会を設けることも必要である。オリエンテーションでの新入生同士や先輩学生との交流、留学生と日本人学生の交流の場、就職内定者と後輩の集い、キャンパス内での少数学生の集い（編入生、社会人学生、障害のある学生、理工系大学における女子学生等）等、多様な試みが考えられる。

4. [専門的學生支援（第3層）] —個別ニーズに応える専門性の分化と深化—

（1）専門的學生支援機関の必要性

学生を総合的に支援するためには、大学内に多様な学生支援機能を保持しておく必要がある。[日常的學生支援（第1層）]や、[制度化された学生支援（第2層）]のみでは対応できない学生の個別ニーズには[専門的學生支援（第3層）]として学内に専門的學生支援機関を設置し、教職員を配置することになる。歴史的にも、何でも相談的な枠組みだけでは学生の個別ニーズに質的にも量的にも対応できなくなり、学内の専門的學生支援機能の分化が進んできた経緯がある。大学の中に専門的學生支援機関が設置されることにより、学生期の課題や大学の個性・特色等を踏まえた教育的かつ専門的支援を行うことが可能となる。

専門的學生支援としては、カウンセリングを中心とする学生相談をはじめ、進路・就職相談、修学相談、留学生相談、ハラスメント相談、保健管理（メンタルヘルス相談）などが挙げられる（図2-1「学生支援機能の対象と対応」）。

（2）専門的學生支援機関における連携・協働

専門分化が進むと、専門化された部署や担当者間の連携・協働を円滑で実効あるものにしていくことが重要な課題として浮かび上がってくる。

学内の専門的學生支援機関は、対応困難な問題が生じた際には、学内外の連携・協働の核となって問題解決に取り組まなければならない。また、それぞれの専門性を基に、教職員が対応に苦慮する事例についてコンサルテーションを行ったり、教職員の学生支援能力を高める研修に協力するなど、[日常的學生支援（第1層）]や[制度化された学生支援（第2層）]を支える役割を担うことも重要である。

教職員や学生支援窓口の担当者、他の専門的學生支援機関等から学生を紹介される場合には、学生の権利に配慮しながら、可能な限り相互に情報を共有し、関係教職員が協力して当該学生を引き続き支援する体制を整備する必要がある。

（3）種々の専門的學生支援機関

大学は、多様な学生支援機能を保持・充実していくなかで、専門的な学生支援機関の充実を図る必要がある。ここでは、主な学生支援機能を「学生相談」との関連と併せて概説する。

1) 学生相談

学生相談の役割は、学業・進路・学生生活・性格・対人関係などに関する学生の悩みや困難に対して、カウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育的支援を行い、学生の心理社会的回復・成長・発達を促進することが基盤となる。困難な心理的適応問題や、疾患や障害のある学生を支援する場合も、他の専門的學生支援機関等と連携しながら教育的・成長促進的支援を行うことが重要である。なお、学生の個別ニーズに耳を傾ける専門家として、相談活動で得られた知見を学生や教職員に還元することも重要な役割である。

2) 修学相談

基礎学力の低下、科目未履修の問題、実験や実習をこなすスキルの不足等、修学・学習に関する問題は適応状況や心理状態にも密接に関連するため、学生相談の場で取り上げられることは多い。「アカデミック・アドバイザー」として教員が学習のサポートを行ったり、学生による「ティーチング・アシスタント (TA)」や「補習ピア・サポーター」などを設けて、履修計画、レポート・答案作成の手ほどき、理解できない科目への補習等を行っている大学も見られる。

3) 進路・就職相談

学生相談の観点から見た場合、進路・就職相談(キャリア支援)は、生き方(キャリア・ライフ・プランニング)の教育という側面を含み、発達援助として位置づけられ、就職の斡旋のみでなく「キャリア相談」「キャリア教育」「ニーズ調査」「必要な支援プログラムの企画・実施」なども重要な柱と考えられる。進路・就職問題は、学生にとって最も気がかりなテーマの一つである。学生によっては、カウンセリングを通じて内的な成熟を促進したり、性格や適性の吟味をすることが必要な場合があり、適宜、学生相談機関と連携を行っていく必要がある⁴。

4) ハラスメント相談

近年、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントが大学での重大な課題となっている。初期段階では、これらの相談は対人関係にかかわる不適応状態として学生相談の場で支援することが多い。しかし、ハラスメント相談は特殊性を有する業務であり、とりわけ事実関係の調査や処遇・処罰を決定するため、学生相談機関とは異なる窓口を設け、複数の相談ルートを配置することが必須である⁵。

5) メンタルヘルス相談

精神科医師による「メンタルヘルス相談」は、精神症状や心身の健康上の諸問題について、適切な医学的診断・治療・助言を行うものである。学生相談でカウンセリングを受ける学生の一部は、並行して投薬や身体的処置、入院など医療的なケアを受ける場合がある。「診療所」や「保健管理センター」等の学内機関に精神科医がいて、学内にメンタルヘルス相談機能がある場合には、密接かつ円滑に連携をとることができる。このような連携においては、専門性や目的の相違に基づいて役割・機能を整理した上で連携を図る体制を整えておくことが望まれる。また、学生相談機関は、キャンパス近隣に紹介・連携可能なクリニックや病院を把握しておく必要がある⁶。

⁴ 大学におけるキャリア教育のあり方—キャリア教育科目を中心に (2005) 国立大学協会 教育・学生委員会

⁵ アカデミック・ハラスメント防止ガイドライン作成のための提言 (2006) アカデミック・ハラスメント防止等対策のための5大学合同研究協議会

⁶ メンタルヘルスからの高等教育への提言—大学法人化時代のキャンパス・メンタルヘルス— (2005) メンタルヘルス研究協議会運営委員会

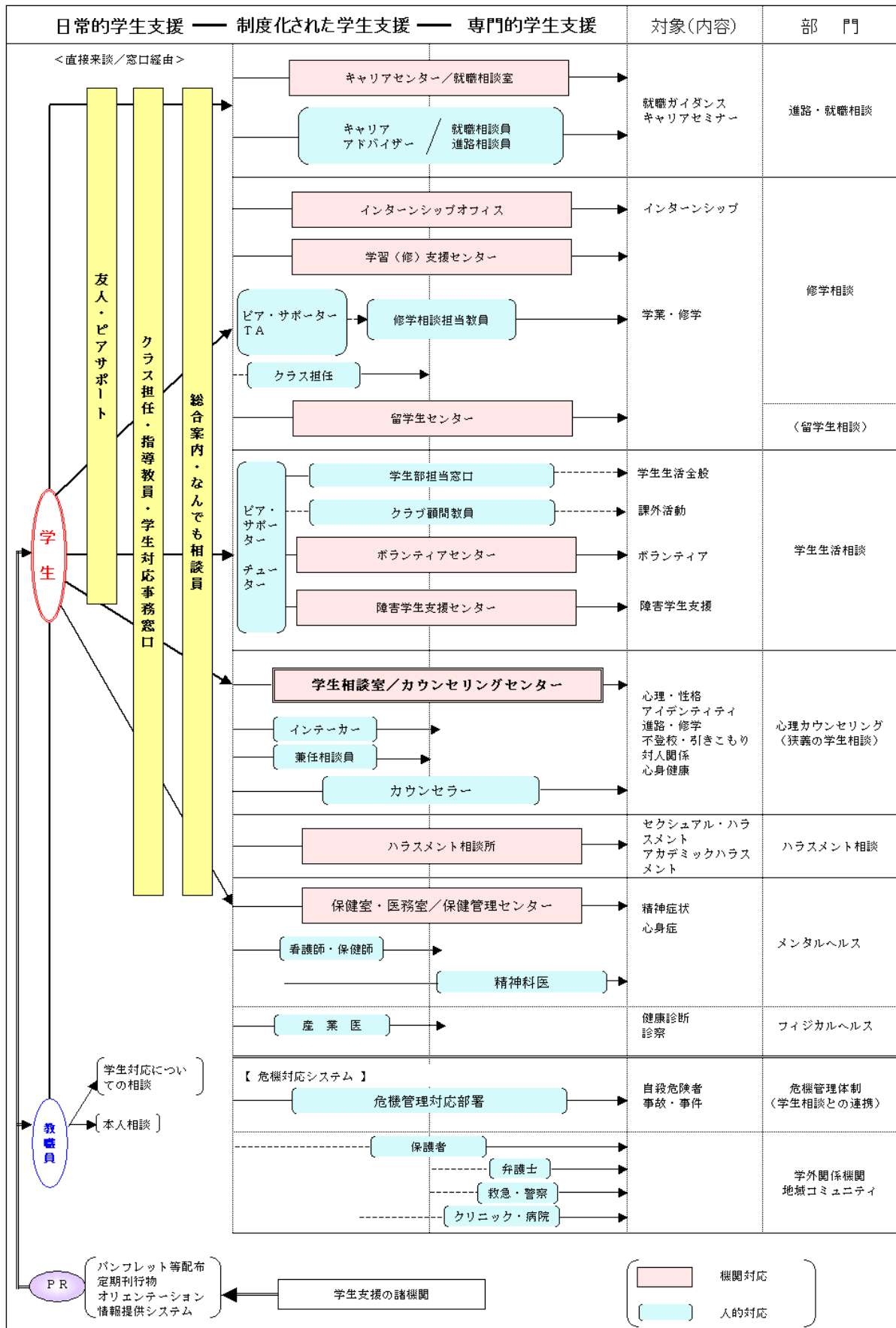
6) 留学生支援・相談

留学生の抱える問題は、異文化適応に加えて授業や単位取得等の修学上の問題、生活費・住居等の生活上の問題、そして友人関係や家族の問題等、多岐に渡っている。昨今これらの現実的な問題に加えて、心理的な課題を抱えている事例も多い。また、留学する日本人学生の増加につれて、外国で事故に遭遇したり不適応を起こす事例も生じており、事前に危機管理やカルチャーショック等について説明し、学生たちの心の準備を促す必要がある⁷。

次頁の「(図2-1) 学生支援機能の対象と対応」に、大学に求められる学生支援機能の例を掲げた。[日常的学生支援(第1層)]においては、友人、教員、事務系職員、何でも相談窓口(員)やピア・サポートなどが[制度化された学生支援(第2層)]や[専門的 student 支援(第3層)]への橋渡しの機能を果たしていることを矢印で示している。[制度化された学生支援(第2層)]と[専門的 student 支援(第3層)]の対象(内容)については、進路・就職相談、修学相談、学生生活相談、心理カウンセリング(狭義の学生相談)、ハラスメント相談、メンタルヘルスなど各部門に分けて整理している。

これら各種の学生支援を円滑に機能させ、一貫性のある総合的な学生支援体制を整備するために、この章の第1節で述べた「学生支援体制を統括する機能」が必要となる。

⁷ 新たな留学生政策の展開について(答申)ー留学生交流の拡大と質の向上を目指してー(2001)中央教育審議会



(図 2 - 1) 学生支援機能の対象と対応

第3章 学生相談体制のあり方ー学生相談機関・専門家の充実ー

学生期はもともと発達のにも危機をはらむ時期であるが、社会情勢や大学の教育環境は激しく変動しており、学生間又は学生と教職員間での相互援助力の低下等、学生を不適応状況に陥らせる学生生活上の契機はますます増大している。その結果、カウンセリングが必要な学生は増加し続けており、廣中レポートで指摘された「カウンセラー等の充実」による学生相談機関の整備という課題は今日、一層積極的に取り組まれるべき状況にある。この章では、学生相談体制（学生相談機関を学生支援の核とした体制）のあり方について述べる。

1. 学生相談機関の設置

廣中レポートの調査では、学生相談機関を設置している大学は、90%を越えており、わずかに残る未設置大学においては早期の設置が望まれる。また、既に設置されている場合でも、カウンセラーをはじめとするスタッフの配置等が不十分なために、学生の相談に量的にも質的にも対応できない場合もあり、充実化を図っていく必要がある。

（1）学生相談機関の使命

学生相談機関の使命は、学業・進路・学生生活・性格・対人関係等に関する学生の悩みや困難に対して、カウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育的支援を行い、学生の心理社会的成長・発達・回復を促進することである。また、相談・援助活動を通して見えてくる大学として取り組むべき課題について、大学構成員全体で共有し、大学執行部に対して必要な提案あるいは提言を行うことである。そのために、それぞれの大学の個性・特色に照らして、それらの機能の充実を図っていくことも学生相談機関の使命となる。

（2）全学共通基盤としての位置づけ

学生相談機関はすべての学生を対象とするものであり、相談の内容は学生生活全般に広がっている。その存在は、大学が適切な教育環境を作り、維持していくために不可欠な要素の一つであり、全学共通基盤として専任の教職員を配置した安定した位置づけが必要である。また、学生相談機関を適切かつ有効に機能させるために、学生支援全般について審議・検討する審議会や委員会等を設置し、組織・運営にかかわる規程を整備するとともに、代表責任者は教育・学生支援を担当する理事あるいは副学長といった全学的な政策決定に直接関与できる者とするなど、学生支援体制を統括する機能を有することが望まれる。

（3）学生相談機関の運営

学生相談機関の運営の責任者は、学内外の専門家・機関との連携・協働を行うなど、学生相談機関固有の専門性も必要とされるため、学生相談に通暁している者が

当たることが望ましい。とりわけ学生相談業務については、カウンセラーが統括し、中核的な役割を果たせるよう体制を整え、責任者は専任が望ましい。なお、学生相談機関は、学生・教職員の懲罰、成績評価を決定する機関からは中立性を保つことが必要である。

(4) 学生相談機関の倫理

学生相談機関は、プライバシーの保護と個人情報保護法を遵守しなければならない。業務に関係ある法律及び規則を熟知し、最も高い基準の倫理的行動をとらなければならない。大学執行部は、学生相談機関が守秘義務や同意（インフォームドコンセント）、情報の開示に関して負っている役割の特殊性について認識するとともに、学生相談機関の倫理について大学構成員に周知を図る必要がある。

(5) 学生相談機関の施設

必ずしも独立した建物でなくとも良いが、専有スペースを保持し、とりわけ面接室は防音に配慮がなされ、空調などの設備が整い、安心して相談に集中できる環境が必須である。また、学生が訪れやすい環境であると同時に、人目をさほど気にせず入室できるような立地・入口・部屋の配置などの工夫が必要である。

2. 学生相談機関の役割・活動（業務）

(1) 学生相談機関の役割

大学が学生相談機関に期待する役割として、以下のことが挙げられる。

1) 個別の心理的援助

専門家の援助が必要な学生、あるいは心理的問題を抱えている学生に対してカウンセリングを提供し、回復・適応・成長を支援する。学生への対応に苦慮する家族や関係者への相談も含まれる。

2) 心理教育的役割

教職員等へのコンサルテーション（学生の関係者への相談を指す）、講義やワークショップ（生活スキル、コミュニケーションスキル等）、各部署に出向いての講義や研修会・講演会などを通して、学生生活上の、あるいは人生上の目標や期待を達成するために必要な心構えやスキルの獲得を支援する。

3) 予防・啓発・提言の役割

学生相談機関は、学生の現状や個別ニーズ、大学として取り組むべき教育や環境の改善への課題を把握することができる場でもある。そこから得られた知見をもとに執行部あるいは関連部署に問題提起や提言を行い、学生の健全な心理社会的成長を促進し、より良い大学コミュニティをつくる学生支援活動を行う。

4) 危機管理活動への貢献

事件・事故、あるいは大学が緊急に取り組むべき課題に関して、執行部や部署及び教職員への危機対応にかかわるコンサルテーション、学内施策形成にかかわるコンサルテーション、部署をまたがっての危機管理の手順の開発等に関与することが求められる。

(2) 大学における活動（業務）

前述の役割から、学生相談の活動（業務）を、「(表 3-1) 学生相談活動（業務）の種類⁸」に示すように、4つの活動（業務）に分類することができる。

(表 3-1) 学生相談活動（業務）の種類

援助活動	学生生活において何らかの心理的困難に直面している学生、あるいはその関係者に対して、その問題の解決のために個別ニーズに即して適切な援助をすることを目的とした活動	
	方法	(1) カウンセリング (2) 教示・助言 (3) 教職員・家族等へのコンサルテーション (4) 危機介入 (5) 療学援助 ^{*1}
教育活動	学生の心理社会的知識 ^{*2} ・社会的スキル・コミュニケーションスキルの学習の促進を目的とした教育的プログラムを、学内の他の部署の企画と協働して、あるいは学生相談機関自身の企画によって実施する活動	
	方法	(1) 学生生活に関する講義 (2) 心理教育的ワークショップ (3) グループ活動 (4) 居場所による援助活動 ^{*3}
コミュニティ活動	学生相談から見えてくる学生の個別ニーズを踏まえ、大学として環境改善に取り組むべき課題に対して、執行部及び大学全体に関して問題と対応策に関する知識の共有と共同学習を図るなど、予防的観点から大学に貢献しようとする活動	
	方法	(1) 教職員研修への貢献 (2) 予防のための活動の企画・実施 (3) 全学への情報提供・啓発活動 (4) 学内委員会活動への貢献 (5) 執行部への提言
実践研究活動	学生相談の経験及び専門性に基づいて、大学として必要な環境改善への貢献及び相談活動の向上のために行う実証的な研究活動	
	方法	(1) 学生の個別ニーズと大学が環境改善に取り組むべき課題を把握する実態調査研究 (2) 相談・援助活動の質の向上のための臨床研究 (3) 学生相談体制等のシステム改善をテーマとする研究

*1 「療学援助」とは、学生相談機関が、医療による治療を受けながら学業の継続あるいは学業への復帰を図る学生に、カウンセリング及び教職員・学生との連携・協働によって、その修学・学生生活のプロセスに必要な課題を乗り越えていけるよう援助を行うことを言う。

*2 「心理社会的知識」とは、学生が心理的成長と社会的交流を連動させつつ適応・発達を果たしていくために必要な実証的な知見や情報を言う。

*3 「居場所による援助活動」は、談話室、懇談室、サイコ・リトリート等の名称で学内適応や活動の拠点として学生に居場所と交流の機会を提供するものである。

⁸ 「(表 3-1) 学生相談活動(業務)の種類」は、「学生相談の活動分類」(下山他、1991)を参考に、加筆修正して作成したものである。

3. カウンセラー等の充実

学生相談機関が機能するために最も必要な条件は、カウンセラーを中心としたスタッフの充実である。また、カウンセラーに加えて、インテーカー（受理面接者）、事務系職員、その他専門職員の働きが必要となる。学生相談機関が有効に機能するためのスタッフ構成は、その大学の規模や特徴、大学として利用可能な内外の社会資源が考慮されて、充実が図られることになる。

（１）カウンセラーの位置づけ

日本の大学における既存の人事体系を考慮するとき、カウンセラーは常勤でかつ教員であることが望ましい。事務系職員の立場では教育機能を担うことに制限があり、非常勤の場合には学内ネットワークを作っていくことが困難となる。最低限、各大学・キャンパスにおいて学生相談機関の核となるカウンセラーは常勤かつ教員であるべきである。その上で、相談活動に多様性をもたらすために非常勤の配置を考慮することになる。

（２）カウンセラーの配置数

日本で最も機能している学生相談機関を有している大学の場合、学生１，５００人あたり専任カウンセラー１人が配置されており、１０％を越える来談率（相談に訪れる学生数／全学生数）に対応している。しかし、いまだ多くの大学でカウンセラーの配置数は不十分で、来談率は１～数％に留まっているのが現状である。学生の個別ニーズに一層応えられるよう、まず最低限３，０００人に１人の配置をめざして努力がなされるべきである。なお、米国では学生数１，０００人～１，５００人あたり１人の基準が設けられ⁹、英国では３，０００人あたり１人が推奨されている¹⁰。

（３）カウンセラーの資格

学生相談にあたるカウンセラーは、その活動・業務の専門性ゆえ、心理臨床及び大学教育を中心としたしかるべき研修と経験を有する者が配置される必要がある。

（４）カウンセラーの時間配分

多くの大学の学生相談機関における現状は、カウンセラーが勤務時間のほとんどを継続来談者の予約面接に費やさざるを得ず、そのため、新規相談に即応できない、記録・資料の作成時間が確保できない、さらには、前節に記した多様な役割を果たすことが困難という事態が生まれている。時間配分については、活動業務のありようによって異なってくるであろうが、米国の「インテーク、個人及びグループ・カウンセリング、及び危機介入のような直接的サービスは、恒常的に仕事量の６５％を超えるべきではない」という基準⁹が妥当な目安と考えられる。

⁹ IACS (International Association of Counseling Services) の大学カウンセリングセンター認定基準

¹⁰ 英国学生相談学会による大学とカレッジのカウンセリング・サービスに対するガイドライン（田中健夫訳、2005）

4. 学生相談機関からの情報発信

(1) 情報発信の必要性

すべての教職員がかかわる「総合的な学生支援」と、カウンセラーによる「専門的な学生相談」とがより円滑な連携・協働を行うためには、学生相談機関の側から教職員に向けて情報発信を行うことが不可欠である。その際の情報の内容は、学生及び学生支援について、各大学の実情を踏まえた最新のものであり、独自で客観的なものであることが求められる。心理学やカウンセリングについての一般的で入門的な知識の情報提供だけでは不十分である。

(2) 情報発信のための研究

情報発信を行う際には、「学生相談活動から得られた学生の発達課題や学生気質についての知見」や「その時代の大学教育のあり方と密接に関連する学生の特徴や不適應の様態についての知見」を、学生支援に役立つ形で伝えることが必要である。そのためには、客観的な事実を伝えることに加えて、それらを意味づけて分かりやすく伝えることが必要である。学生相談機関には、学生相談に基づく様々な情報が蓄積されるが、これらの個人情報及び学生のプライバシーを守ることが不可欠である。そのため、このような生の情報から得られた知見を蓄積・整理して、共有しやすいよう一般化し、研究という形で発信することが求められる。大学の規模、カウンセラーの配置状況にもよるが、それぞれの学生相談機関において、学生支援のための独自の研究が行われ、それが大学教育へと還元されることが望まれる。さらには、個々の大学を超えて知見が共有され、それが高等教育全体へと還元されることが望ましい。

(3) 情報発信の機会

学生相談機関からの情報発信の機会は、定期的、継続的に持たれることが望ましい。それは、学生相談活動の実情報告、学生相談に関連した教育活動、あるいは全学的な予防・啓発活動や、委員会・審議会等への提言活動という形をとって行われる。それぞれの情報発信の機会にふさわしい資料を整え、独自の見解を加えることによって、学生支援に関する知見を発信することができる。また、可能であれば、学生相談機関の「報告書」「紀要」を定期的に発行することが望ましい。このような刊行物によって、学生支援に関する基礎的な資料及び知見が蓄積される。

5. 学生支援・学生相談の日米比較

「(表3-2) 学生支援・学生相談の日米比較」で、日本と米国の学生支援・学生相談の概要についてまとめた。文化的背景や社会事情、大学の教育システム等の相違はあるが、現状と課題が比較しやすい¹¹。

¹¹ 表中の「学生相談機関に関する調査」(2003)は日本学生相談学会によるものであり、その概要は大島ら(2004)で報告されている。

(表 3 - 2) 学生支援・学生相談の日米比較

項 目	日 本
大 学 で の 指 導・学生支援の 在り方	・学部 1, 2 年生の学生には、クラス担任制度を活用したり、学生の自発的なサービス利用を期待。 ・高年次 3, 4 年生の学生は、多くの大学が研究室制度、講座制を持つため、まず第一に、指導教員やクラス担任に指導の責任が生じる。
広義の学生相談（学生支援）の使命	・広義の学生相談（学生支援）は、大学教育の中心的活動の重要な一つであり、個々の学生の大学期における人間的成長を支援する。 ・大学全体で学生を指導し、育てる。
広義の学生相談の担い手	・全学・学部の教職員 ・その他の専門職員
広義の学生相談の責任者	・学長、又は教育、学生支援担当の副学長、理事
学生相談機関の名称	・学生相談室 ・学生相談所 ・カウンセリングセンター など
学生相談機関の設置	・大学全体の 92.3% が学生相談機関を設置（廣中レポート）。 ・しかし、とりあえず開室できているというレベルでとどまっているところも多い。
学生相談機関の位置づけ	・学長、副学長に直属の組織として定義されていたり、学生部か学生課の下に位置づけられていたり、全学共通基盤の中でのセンターとして設置されたり、様々である。 ・全学的な位置づけが不十分である組織が多くみられる。
学生相談機関の運営	・全学の委員会が運営し、全学の体制の中で位置づけられるところもあれば、一部署が担当しているところや、単に相談室だけがおかれているところもあり、ばらつきが大きい。
学生相談機関の長	・機関の長が心理専門家でない場合もあり、様々である。
学生相談機関の役割	① 援助活動 ② 教育活動 ③ コミュニティ活動 ④ 実践研究活動 - とされているが、十分な人員が配置されていないために、役割の一部しか実現できていないところが多い。
学生相談機関の業務	・個人カウンセリングが中心であるが、研修会や教育（全学的講義）への関与、学生の育ちをはぐくむ居場所による援助など、多様な試みがなされてきている。
カウンセラーの配置数 *1	・満たすべき明確な基準はない。 ・現状では、大学において正教職員として雇用されている専任カウンセラーは 391 機関中 77 機関で、124 人が確認されている。 ・上記機関では、単純平均で学生 5,021 人に専任カウンセラー1 人を配置。（非常勤雇用のカウンセラーを含めた場合 391 機関の単純平均は、学生 3,125 人にカウンセラー1 人配置となる。）
カウンセラーの資格	・臨床心理士、大学カウンセラーなどの資格、又はそれと同等の教育歴、力量のある人が多いが、資格を全く持たずに実務に当たっている人もいる。
学生相談機関の予算規模（例）*2	・大学の学生相談機関の平均年間予算は 67 万円（人件費を除く。）。 ・学生数 10,001 人以上の大学は 151 万円、5,001-10,000 人の大学は 106 万円、1,001-5,000 人の大学は 42 万円、1,000 人未満の大学は 15 万円（いずれも人件費を除く。）。*1
他の専門的 学生支援機関・専門家との連携	・学生支援のために大学内で働いている専門家がまだ少ない。 ・学内で連携する専門職の多くは医師、保健師、看護師など医療従事者。 ・大学によって医療従事者が同組織と一緒に配置されていたり、全く配置していないところなど様々である。
様々な学生支援との連携	・これまで大学内では、学生相談機関が相談を行ってきた歴史が最も長く、多様な学生支援を一手に提供してきた。 ・現在でも、依然として学習相談、キャリアカウンセリング、ハラスメント相談、健康相談、精神保健相談など多様な相談を学生相談機関が提供しているのが現状。 ・最近では専門化・分業化が進みつつあるものの、経済的な条件により、十分に進んでいるとはいえない。

*1 「学生相談機関に関する調査」（2003）より。

*2 予算規模は、アメリカの大学と日本の大学では配分方法、ディレクターの使途の自主裁量などシステムがずいぶん異なっているため、単純比較はできない。

項 目	ア メ リ カ
大 学 で の 指 導 ・ 学 生 支 援 の 在 り 方	・小規模大学を除き、学部にはクラス制度、研究室制度がないため、学生は個別に講義をとり、指導を受ける。 ・大学は多様なサービスを提供し、学生が自分の必要なサービスを選択する、という発想。
広義の学生相談（学生支援）の使命	・高等教育において、学生が正課・正課外教育を通して、学生生活の質を高め、学びを促進し、魅力的な学生を育て、経済的、健康的、キャリア支援などの領域で、多様な学生に提供するようなプログラムやサービスを提供する。(NASPA: National Association of Student Personnel Administrators)
広義の学生相談の担い手	・Student Affairs にかかわる教職員
広義の学生相談の責任者	・学長、Student Affairs の長
学生相談機関の名称	・カウンセリングセンター (CC) ・ カウンセリングサービス (CS) ・ カウンセリング アンド サイコロジカルサービス (CAPS) など
学生相談機関の設置	・小規模大学を除き、ほとんどがカウンセリングセンターを持っている。 ・センターによって多様な機能をもっていたりと、その設置形態は多様。 ・クオリティーが高いサービスを認定する I A C S の認定を受けているカウンセリングセンターが 157 大学 (2006 年 3 月現在)。
学生相談機関の位置づけ	・Student Affairs のサービスの一環として、高等教育において、必要不可欠な中核的機能の一つとして明確に性格づけられている。
学生相談機関の運営	・カウンセリングセンターの長が意志決定その他を行う。
学生相談機関の長	・カウンセリングセンター（心理の専門サービス機関）の長は、ほとんどが学生相談経験のある心理専門職（カウンセラー）。(2005 年調査では 0.3% が精神科医)。*3
学生相談機関の役割	① 治療的役割 ② 発達促進支援 ③ 予防的活動 ④ 研究活動 ⑤ 教育活動 ⑥ カウンセラー養成 (CAS: The Council for the Advancement of Standards in Higher Education、IACS: International Association of Counseling Services の Accreditation Standards for University and College Counseling Centers)
学生相談機関の業務	① 個別カウンセリング、グループ・カウンセリング ② コンサルテーション ③ アウトリーチ ④ 危機介入 ⑤ リサーチ・サーベイ（調査） ⑥ インターンシップによるカウンセラーの養成
カウンセラーの配置数	・学生数 1,000 人～1,500 人あたり F.T.E.（フルタイムカウンセラー）1 人（I A C S 認定基準）。 ・2005 年調査では、学生 1,698 人に対してカウンセラー 1 人が配置されている。*3
カウンセラーの資格	・資格をもったカウンセラー（ライセンス・サイコロジスト、公認心理士など）、又はそれと同等な人（研修中のインターンを除く。）。 ・専門職なので、最低でも修士号をもっている。センター長は 75.5%（363 人中 274 人）が博士号を持っている。*1
学生相談機関の予算規模（例）*2	・大規模大学：ペンシルバニア大学約 2 億円（人件費を含む。） - ハーバード大学約 9000 万円（人件費除く） ・中規模大学：ボストンカレッジ約 1 億 5 千万円（人件費を含む。） ・小規模大学：サフォーク大学約 330 万円（人件費を除く。）。 ・使い方はセンター長の自主裁量の部分が日本より大きい。*4
他の専門的学 生支援機関・ 専門家との連 携	・大学により、定期的にミーティングをしたり連携を密にしているところと、それぞれ独立して活動しているところがある。 ・精神科医など医療スタッフは、学内の医療クリニックに配置されていて、機関間で連携がなされていることが多い。
様々な学生支 援との連携	・大規模・中規模大学では、それぞれの専門家による分業体制。 ・学習相談はアカデミック・アドバイザーが、学習理論に基づきサービスを提供。 ・キャリアカウンセリングはキャリアセンターでサービスを提供。 ・ハラスメント相談は、オンブズマンや葛藤解決センターや人権窓口などでサービスを提供。 ・健康相談・精神保健相談は学内の医療クリニックでサービスを提供。 ・小規模大学では、機能がまとまって提供されていることも多いが、カウンセリングサービスのない大学はほとんどない。

*3 National Survey of Counseling Center Directors 2005 (AUCCCD: Association for University and College Counseling Center Directors) より

*4 「アメリカの大学における学生相談体制の視察報告」 繁榊算男・丹野義彦・大森拓哉 2006 東京大学総合文化研究科学生相談所紀要第 10 号

第4章 ネットワークづくりと研修体制－学生支援の連携・協働－

これまで、学生支援において連携・協働が必要かつ有効であることを述べてきたが、本章では、大学が取り組むべき学生支援の今日的な課題を取り上げ、これらに対し教職員とカウンセラー等がどのように連携・協働して対応していくことができるか、その際に留意点として守秘の問題をどのように認識しておく必要があるかについて述べる。さらに、学生支援に携わる教職員やカウンセラー等に不可欠な研修体制についても触れる。

1. 諸課題へのネットワークによる対応と留意点－3階層での支援と連携・協働－

教職員とカウンセラー等との連携・協働を実効あるものとするためには、日常的な顔の見える関係の中で、相互の立場や業務への理解を深め、信頼関係を築くことが必要である。また、どのような時にどのように連携・協働するかについて、意見の交換や実践例の検討を通して、知識と発想を共有しておくことが重要である。教職員、カウンセラー等双方向からの努力が求められる。

以下に今日的な課題として4つのテーマを取り上げ、「学生支援の3階層モデル」のそれぞれの立場から、いかに学生にかかわりまた連携・協働をどのように進めていくかについて記す。

(1) 学業不振・不登校学生への支援

学業への意欲を喪失したり、不登校状態に陥った学生に対する支援方策が、多くの大学で課題となっている。このような学生が、教職員に対して自ら支援を訴えることは稀であり、学生のニーズは教職員に汲み取られることによって初めて顕在化する。かつては、このような学生への相談・援助活動は自主的に相談に訪れる学生に対してのみ行われていたが、近年では早期に積極的なアプローチをとる大学も増加している。

1) [日常的学生支援（第1層）]

教職員は、単位取得状況の思わしくない学生、授業やゼミに出席しない学生、あるいは休・退学をしようとする学生などに注意を払い、早期に個別の対応に結びつける姿勢を持つことが望まれる。

また、学生間のネットワーク不足が不適応を助長することが多いため、大学は、クラス活動やサークル活動の活性化、友だちづくりの機会や学生の居場所の提供、教職員との日常的交流の活性化等の方策をとることが重要である。

2) [制度化された学生支援（第2層）]

学業不振・不登校学生に対し、学生の自主性を尊重しつつ、クラス担任や指導教員また教務担当の事務系職員から、学期や年次ごとの面談や保護者への連絡等の取組を行う意義は大きい。また、学業への復帰の援助にあたっては、補習の提供が有用な場合もある。

3) [専門的學生支援（第3層）]

心理的な問題がうかがえる場合には学生相談機関のカウンセラー等に紹介し、連携・協働していくことが望まれる。長期に渡る引きこもりの場合には、保護者、教員、カウンセラー間で継続的に連絡を取り合い、学生の状況に合わせた支援を行うことが重要である。

(2) 自殺をめぐる問題

自殺は取り返しのつかない不幸な事態であり、周囲に与える影響も想定しがたいほど広範に渡る。大学は学生の自殺防止に向けて可能な限りの努力をすべきである。

学生が自殺の意向を口にすることは必ずしも珍しいことではなく、理解と助けを求める言動であることが多い。とはいえ、自らを傷つける行為を繰り返したり、実際に自殺を企てたりすることは少なからずあり、死に至ることも起こりうる。

学生の自殺に関しては、大学間はもとより大学内においても情報の共有が難しく、実際に行った対応の検証や、今後の対応策の検討がなされにくい状況がある。しかし、積極的に検証と検討を行うことを通じて、学生支援の充実に結実した大学もある。大学は、自殺をめぐる問題を大学の重要な課題として取り上げる必要がある。

1) [日常的學生支援（第1層）]

自殺の意向を口にする学生に対しては、注意深く見守り、学生相談機関での相談を勧めたり、場合によっては保護者との連絡が必要となる場合もある。

教職員は、うつ状態等のメンタルヘルスに関する基礎的な知識を身につけていることが望ましい。また、学生に対しては、自らの心身の健康状態に関心に向けて自己管理することを促す教育・啓発が必要である。

2) [制度化された學生支援（第2層）]

第1層と同様であるが、クラス担任等は、個人的な相談であるからと教職員個人や一部署だけで対応を考えるのではなく、情報を慎重に扱いながら、他の教職員や関係他部署と学生の状況を共有しつつ対応を検討することが肝要である。

3) [専門的學生支援（第3層）]

自殺にまつわる相談は学生相談機関が中心的な役割を果たすべき課題であるが、学内関係者から学生の自殺の意向に関する相談を受けた場合には、その関係者と当該学生との関係を尊重しつつ、双方を援助することが重要である。また、日常的に学内外の精神科医療機関とのネットワークを構築しておく必要がある。

なお、自殺の既遂が起きた場合の対応については次項に準ずる。

(3) 事件性のある諸問題

ハラスメント、悪質な対人関係のトラブル、ストーカー行為、暴力行為、犯罪など事件性のある問題に、大学内外で学生が関与している事例が少なからず生じている。このような問題を生じさせないことが第一義であるが、発生した場合は当事者

だけでなく学内外の広い範囲に大きな影響を及ぼすため、大学は日頃から危機管理体制を整えておく必要がある。

1) [日常的学生支援（第1層）]

教職員は学生に対し、日常の交流の中で社会人としてのモラルを伝えていくことが重要である。また、予防のための啓発活動や教育活動を行うことも必要である。

事件が発生した場合には、危機対応として、当該部署の責任者から執行部に報告し、関係部署やカウンセラー等と相談しながら、情報の把握と管理を行い、即座に必要な対応及び長期的な対応を決定していくことが必要となる。

2) [制度化された学生支援（第2層）]

危機管理体制で何らかの役割を担う教職員は、緊急時の対応、情報の周知、被害者救済の方途、加害者への処分や再教育のあり方、関係者への支援、警察やマスコミを含む外部への対応、保護者との連絡、部署間の役割分担等について、トラブルや事件の発生時に迅速に決定し対処できるよう、学内外の専門家の助言も参考にして、危機対応マニュアルを作成し備えておくことが重要である。

3) [専門的學生支援（第3層）]

学生相談機関は、予防的な教育・啓発活動に専門的な側面から参加することが望まれる。さらに、トラブルや事件の発生時には、大学や当事者のニーズに基づき、当事者及び関係者の心理的援助を行うこと、また、事件による影響を最小限に食い止めるために、状況についての見立てを示し、関係者に助言を行うことが期待される。関連する各部署との協議に参加し、スムーズに連携を行うためには、危機対応マニュアルに精通しておくことはもとより、日常的に危機対応についての研修と実践を積み重ね、ネットワークづくりを行うことが必要である。

(4) 障害のある学生への支援

我が国の大学等の約6割に障害のある学生が在籍しており、その数は約5,500人となっているが、障害のある学生への支援に関する委員会やセンター等の専門の組織を設置している大学等は全体の約1割である¹²。

障害のある学生を受け入れた大学は、当該の学生自身及び支援する学生等との協働によって、主に修学を中心に支援策に取り組んでいる。しかし、それらの支援策は各大学において個々に整備されたものであり、必ずしも標準化されていない。また約4割の大学等では障害のある学生が在籍しておらず、将来的には組織的な支援や方策を持たないまま障害のある学生を受け入れる可能性が高い。

昨今では、学習面や対人関係で特有の困難が生じる発達障害への理解が広がりつつある。障害も多様化しており、支援を行うにあたり今後の課題を多く残している。

¹² 「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査報告書」（日本学生支援機構、2006）

1) [日常的学生支援（第1層）]

関係する教職員は、障害に関する基本的な知識を習得し、個別の状況やニーズを理解した上で、授業における指導上の配慮や、施設の整備を含む学生生活上の配慮を行うことが必要である。

なにより当該学生、他部署、保護者、支援する学生等との連携による取組が効果的である。支援に参加する学生にとっても、その教育的な意義は大きい。

2) [制度化された学生支援（第2層）]

クラス担任や指導教員、担当職員、ボランティア学生やピア・サポーター等、日常的に接する関係者が、本人のニーズを汲み取る役割を担い、当該学生の状況の理解に努めるとともに、学生支援に関する委員会等で支援方策を適宜検討・実施する体制が望まれる。

3) [専門的 student 支援（第3層）]

専門の委員会やセンター等を設置し、専任の職員を配置する体制をとることによってより幅広くよりきめ細やかな支援が可能となる。また、委員会やセンターを中心に、他の教職員が連携しながら取り組むことが効果的である。

カウンセラーには、障害の受容などの心理的支援や、発達障害の見立てや指導方針の検討などを行い、教職員の障害への理解と協力を促し、連携体制を作る活動が必要となる。

2. 連携・協働のための留意点ー守秘義務についてー

プライバシーの保護は、法的にも倫理的にも守られなければならない、すべての教職員が各自の立場で配慮しなければならない。学生の個人データを共有する場合は、個人情報保護の関係諸法規やガイドラインを遵守する必要がある。日常の学生支援や相談窓口等で得られた学生の情報を、正当な手続きを経ずにむやみに開示してはならない。

ただし、日常の学生支援や相談窓口等で得られた情報を、危機対応や教育・指導の目的で学内の他部署と共有する必要がある場合がある。この場合「学生の情報は学生のものである」という個人情報保護法の理念を理解した上で、危機対応の場合を除き事前に学生の同意を得ることが原則である。個人情報の取り扱いに関して、教職員の配慮ある行動を実現するためには、学内での教職員研修で周知を図ること、情報共有のマニュアルやシステムを整備することも検討される必要がある。学生生活調査など、学生の個別ニーズを把握するために調査を行う場合も、個人情報に関する関係法規やガイドラインを遵守しなければならない。

また、相談の範囲や内容、守秘の限界などについて、学生の同意を得るインフォームドコンセントも必要である。ハラスメント相談窓口はもとより、学生相談やキャリア支援・相談の窓口に関してもインフォームドコンセントについて検討され、適切に対応がなされる必要がある。

3. 研修体制の充実

前節に述べたように、学業不振、不登校等、困難な状況にある学生、障害のある学生などの、特別なケアを要する学生への教職員としての対応、あるいは対人トラブルやハラスメントの予防と対策、個人情報の取り扱いなど、学生支援に携わる教職員には、関連する知識や学生対応のスキルを向上させることが要請されている。そのためには不断の研鑽と継続的な研修が必須であり、そのために大学が研修体制を充実させることは不可欠である¹³。

(1) 大学教職員のスキルの向上

大学教職員の学生対応における資質の向上に向けて、以下の点に留意しつつ、研修体制を確立していくことが望まれる。

- ① 研修を受ける義務と権利の擁護
- ② 各教職員のキャリアや職場のニーズに応じた研修の保障
- ③ 研修が個人の評価に反映されるシステムの構築

教員、事務系職員、専門のカウンセラー等それぞれに求められる研修の内容は異なる。また、組織形態、大学ごとの特性、教職員の意識、学生支援の充実度によっても必要とされることは異なってくる。大学としての課題と、教職員の個別ニーズに対応する研修の機会が提供される必要がある。

大学は、必要な研修を学内外に広く求め、研修体制を整える必要がある。また、研修の費用や勤務時間内での研修時間を保証すべきである。

教職員が研修を受け、それを活かした学生支援の活動実績を重ねることが、肯定的な人事評価項目として明示、実践されることなども必要である。

(2) 研修の実施形態

教職員やカウンセラー等には、学生支援のために様々な研修が必要となる。

各大学で、学内のリソースを活かしたり、外部の講師を招いたりして行う独自の研修は、各大学の状況に即している点で有効であり、学内連携の機会ともなる。

一方、多彩な研修内容を各大学の中だけですべて実施することは容易ではない。外部機関による研修は、他大学の教職員と交流しつつ、方策や体験談を分かち合い、共有することで、所属大学における学生支援の特徴や充実させるべき点などを点検することができ、効果的である。

¹³ 各大学における、学生生活支援に携わる教職員を対象とした研修会等については、日本学生支援機構「学生支援情報データベース (<http://www.g-shiendb.jasso.go.jp/>)」を参照のこと。

また、内容によって研修の形態も様々である。知識伝達型の研修と体験学習や実習による研修、あるいは短時間のプログラムと宿泊型プログラム、継続的なプログラム等、研修の効果を上げるために、内容に適した形態の工夫がある。企画・実施にあたっては、学生相談機関のカウンセラー等と協働して進めていくことが望ましい。学生相談機関は、有用なテーマやプログラムを研修に提供するために、実践的な研究機能や情報収集機能を充実させる必要がある。

（３）日常的なネットワークによる相互研鑽

教職員の学生支援の力量を向上させていく上で効果的なのは、実際の仕事を通じた訓練である。学生対応に問題や困難が生じた具体的事例について、教職員やカウンセラー等の専門スタッフが共に振り返りの機会を持ち、実証的に検討することは大切である。このような日常的な協力体制に基づく相互の研鑽が、連携・協働のネットワーク機能の向上に繋がる。とりわけ緊急事態への適切な方針決定や対応には、ネットワークの形成が必要である。

おわりに

これまで、学生支援・学生相談体制の充実に関する答申・報告書がいくつか公にされてきた。

昭和33年の文部省（現文部科学省）の学徒厚生審議会の答申においては、大学教育における厚生補導の役割として「各学生の主体的条件に働きかける教育指導を行うことによって、その人格形成を総合的に援助する」ことが挙げられ、厚生補導に関する組織・運営についても具体的な提言がなされた。また、昭和38年の中央教育審議会の答申においては、「学生の厚生補導の中心的機能は、人間形成を目的として行われる課程外の教育活動および大学教育に対する適応を図り修学効果を高めるための活動にある」ことが指摘された。

このように、厚生補導、すなわち学生支援は、学生の人間形成を含む大学教育を支える活動であると位置づけられ、長年に渡ってその重要性が指摘され続けてきた。しかし、実際の取組は大学によって違いはあるものの、全体としては十分とはいえない状況にある。

本報告書は「廣中レポート」を継承しつつ、「総合的な学生支援」、「専門的な学生相談」、「連携・協働」をキーワードとして、学生相談体制の充実に関して具体化した内容とした。大学には固有の理念や個性・特色があり、学生支援及び学生相談体制も画一的ではありえない。本報告書では、大学教育を支える学生支援、さらにその基盤となる学生相談のあり方について、共通理解を形成するべく、基本的な考え方と実践への方向性を示した。

本報告書が、大学における学生支援及び学生相談体制の現状把握や整備・充実を図る際の参考として活用され、大学の独自性を活かした学生支援及び学生相談体制が展開されることを期待したい。

参 考 資 料

参考資料

1. 事例紹介

(趣旨)

学生相談体制の望ましい姿は、各大学の諸条件によって異なってくるため、ここでは、特徴的な方策や組織形態を示しており、かつ、本調査研究会が直接訪問してその実態について確認できた9校について紹介し、多様な充実化のパターンを考慮していく参考に資することを目的としている。

なお、各校とも、「大学の概要」「学生支援体制の全体像（広義の学生相談）」「学生相談体制と活動の実態（狭義の学生相談）」「学内連携のあり方」の順に記載し、できるだけ図表によって視覚的に把握しやすいようにしている。

(日本の大学)

- 東北大学ー全学と部局を結ぶ学生支援・相談体制ー 34
- 名古屋大学ー3部門からなる学生相談総合センターの展開ー 36
- 広島大学ー身近な人で支え合うコミュニティ・ベースの支援体制ー 38
- 国際基督教大学ーリベラル・アーツ教育と学生相談ー 40
- 立教大学ー「よろず相談」がつなぐ学内連携ー 42
- 甲南大学ー地域貢献を視野に入れた中規模私立大学の試みー 44
- 広島経済大学ー中規模私立大学における学生相談体制ー 46

(欧米の大学)

- アメリカ・イギリスの学生相談の動向（概説） 48
- ミネソタ大学ーアメリカの大規模・分散型キャンパス大学での学生相談ー
..... 50
- エセックス大学ーイギリス（中規模大学）における学生相談ー 52

東北大学ー全学と部局を結ぶ学生支援・相談体制ー

1. 大学の概要ー平成18年4月現在ー

東北大学は、10学部14研究科、1教育部、3専門職大学院、5附置研究所からなる、学生数約17,700人、教職員数約4,919人、「指導的人材の養成」を教育目標とし、「研究中心大学」を使命に、「世界と地域に開かれた大学」を基本方針とする大規模総合大学である。

2. 東北大学の学生支援の考え方

① 一部学生への支援から全学生のスペシヤル・ニーズへの支援	② 相談内容・施設等の総合化・一体化された支援
③ 見える支援	④ 心身全体の健康の支援
⑤ 予防的支援	⑥ 支援・相談の人材の専門性確保
⑦ 国際的大学としての相談体制と支援	⑧ 安全・安心・公平な大学環境

3. 全学的基盤組織と部局（学部・大学院）の関係

- (1) 取組主体：一方に各学部・大学院研究科としての取組があり、他方に全学的基盤組織による取組がある。後者は、全学共通基盤である高等教育開発推進センターの「学生生活支援部」の業務組織である学生相談所、保健管理センター、キャリア支援センターによって担われている。高等教育開発推進センターは、全学の高等教育（教育・学生支援）のシンクタンクとして位置づけられている。
- (2) ネットワーク、つながれる人材の確保・育成：学部・大学院の取組と全学基盤組織の取組をつなぐ一体的支援のために、学生相談所が中心となって、教育・学生支援担当理事を座長とする「学生支援全学連携・連絡会」及び「全学『部局学生支援相談担当責任者』協議会」「東北大学における学生相談・学生サービスの展開を考える会」を実施。連携・協働と、つながって取り組める人材の確保・育成を目指している。

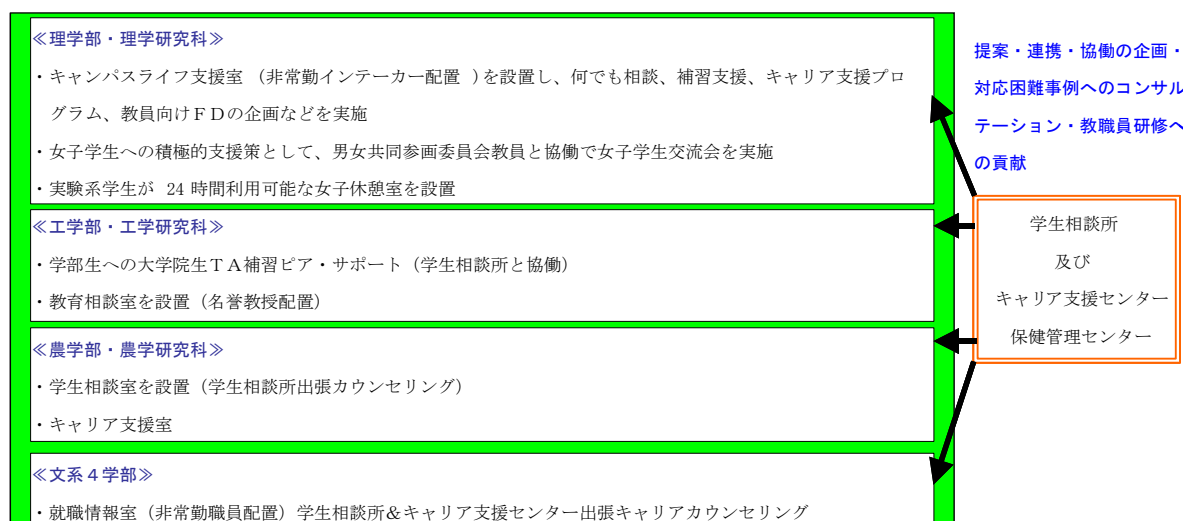
4. 学生支援体制：学生生活支援に関するニーズ調査、企画・情報発信・提案

- (1) ニーズ調査（「学生生活実態調査」など）、学生支援の諸企画・調査研究、全学への情報発信・提案の役割は、高等教育開発推進センターの学生生活支援部が担っており、保健管理センター、キャリア支援センターと連携しつつ学生相談所が中心的に活動している。
- (2) 学生相談所、保健管理センター、キャリア支援センターは、日常の業務を通して学生生活に関わるニーズ、大学として環境改善に取り組むべき課題にもっともよく気づかされる位置にいる。それらのニーズと課題は努めて教育・学生支援担当理事及び担当副学長に発信され、把握されるようになっている。
- (3) 学生相談所は、カウンセリングやコンサルテーション活動のほかに、予防的支援の観点から、学生生活支援に関して教育・学生支援担当理事あるいは学内諸部局への提言、学内への情報の共有化、更に教職員を対象とした学生支援に関する研修会の企画・実施も行っている。

5. 学生相談所

- (1) 身分と相談員数：教員身分の常勤相談員 5 名。「臨床心理士」有資格者 5 名（うち 1 名は「大学カウンセラー」の資格も有する。）。ほかに教育学研究科からの非常勤相談員 1 名（週半日）。学生数 3, 5 0 0 人に 1 人のカウンセラー配置である。ケースワークの資質を有するインターカーが 1 名。相談所長は副学長であり高等教育開発推進センター長である。
- (2) 学生相談所来談者数と相談のべ回数、活動の特色
 - 1) 来談者数は 7 6 6 人、相談のべ回数は 3, 5 7 0 回（平成 1 7 年度実績、このほかハラスメント全学学生相談窓口として、相談件数 2 4 件、のべ対応件数 4 2 0 回。）。
 - 2) 人材の確保・育成・カウンセラーの充実化を図る。☆常勤相談員の 5 名は全て高等教育開発推進センター・学生生活支援部・学生相談室の配置教員（教授 1、助教授 1、講師 1、助手 2）である。研究費を支給され、学生生活支援・学生相談に関する研究も行う。
 - 3) 予防活動を重視する。☆ハラスメント予防への貢献：常勤相談員はハラスメント全学学生相談窓口相談員も兼務し、学部・大学院のハラスメント窓口相談員及び対応責任者への研修及びコンサルテーション、教職員へのハラスメント防止のための F D 講師の活動を積極的に展開。 ☆予防教育への貢献：1 年次全学の学生を対象に、学生生活に関する啓発的授業として予防教育「学生生活概論：学生生活で出会う危機とその予防」を全国の大学に先駆けて開講。また、低年次学生対象にライフ・キャリアデザインに関する授業を開講。
 - 4) 学内教職員との連携・協働につとめる。
 - 5) 教職員研修・学生支援の人材育成に貢献する。
 - 6) 学生相談のセンサー機能を重視する。☆学生に起きている変化、大学が改善に取り組むべき課題にいち早く気づき、それらの情報の共有化のために執行部や学内に発信する。
 - 7) 全国の大学との連携を重視する ☆アカデミック・ハラスメントのガイドライン案策定 5 大学研究協議会（平成 1 6 年度～平成 1 7 年度）他。

6. 部局の特色ある取組例



名古屋大学－３部門からなる学生相談総合センターの展開－

1. 大学の概要

名古屋大学は、９学部１４研究科からなる、学生数約１６，０００名、教員約１，８００名、職員約１，７００名の大規模国立総合大学である。

2. 大学全体の学生生活支援体制

本学の学生生活の支援体制としては、学生生活援助指導担当副総長のもとに学生生活委員会が置かれ、基本的事項に対応している。事務部門では、学務部において各種の具体的支援が行われ、学部・研究科では、学生生活委員会が置かれ、クラス担任、指導教員が置かれている。

専門的な支援部門としては、学生相談総合センター、保健管理室、留学生センター、セクシュアル・ハラスメント相談所がある。

3. 学生相談総合センターの体制

(1) 概要

平成１３年４月に、学内の相談窓口を一本化し、学生生活支援のための全学連携体制を整備するために作られ、以下の３部門からなる。

- １) 「学生相談部門」(教授１、助教授１、助手１。学生生活上の悩みに関する相談への対応・カウンセリングを行う。)
- ２) 「メンタルヘルス部門」(助教授１、助手１。メンタルヘルスに関する相談への対応・治療・カウンセリングを行う。)
- ３) 「就職相談部門」(助手１。就職に関する相談への対応・カウンセリングを行う。)

構成員は、センター長１名、専任教員６名、兼任相談員（心理学・精神医学・法学・体育・産婦人科学専攻の教員）１５名、事務職員（兼任１名、非常勤１名）からなる。

(2) センターの業務

センターの業務には、学生支援、研究、教育等がある。運営は、センター運営委員会、センター教員連絡会のもとで行われている。

1) 学生支援

- 相談業務：センター業務の中心であり、３部門で、個別相談を中心に行われている。
- 連携：より効果的な支援のため、センター内での連携、学内での連携、学生の家族との連携、学外との連携が行われている。
- 共同企画事業：個別相談以外に、以下の様々な企画が行われている。
 - ・新入生に対する学生相談総合センターガイダンス・アンケート
 - ・１・２年次生への適応援助体制についての連絡会
 - ・メンタルヘルス講演会
 - ・１・２年次生のための進路支援セミナー

- ・ピア・サポート、就職活動サポーター（学生が学生を支えるしくみ）
- ・学生相談総合センターだより・ホームページの充実

2) 研究

- ・センターの共同研究（毎年、ひとつのテーマで行っている）
- ・学生相談総合センター紀要の発刊
- ・学生相談ケース検討会の開催（名古屋地区学生相談担当者の相互研修）

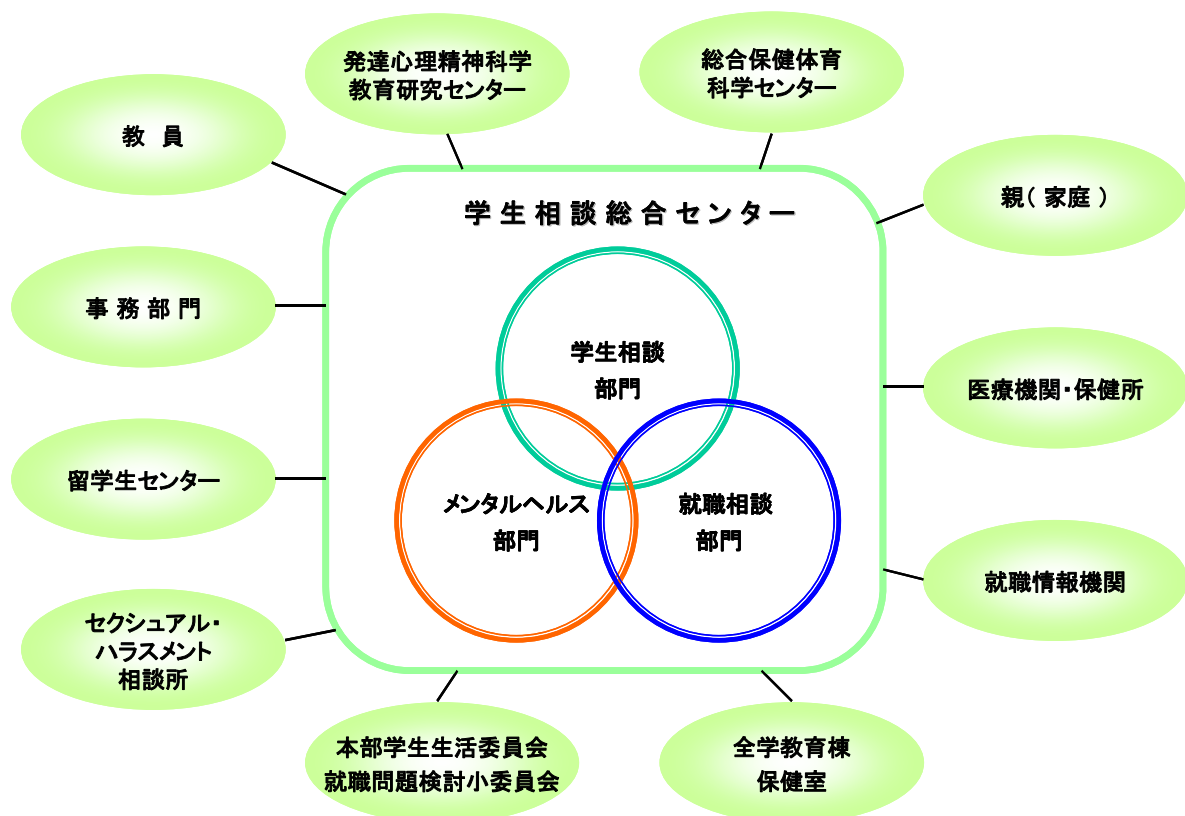
3) 教育

- ・全学共通教育、大学院教育への参画

（3）センターの活動の特徴

- ・ 相談担当する専任教員を6名置いていること。
- ・ 増加する来談学生への対応体制を整備していること。
- ・ 3部門が独自性をもちつつ、日常的に緊密な連携体制をとっていること。
- ・ 学内外との連携体制を充実させていること。
- ・ 相談活動に加えて、様々な共同企画を行っていること。
- ・ ピア・サポート、就職活動サポーターなど、学生が学生を支えるしくみ作りを展開していること。
- ・ 相談活動と関連する教育活動を展開していること。
- ・ 相談の実践を支える研究活動を展開していること。

4. 学生相談総合センターの連携体制



広島大学—身近な人で支え合うコミュニティ・ベースの支援体制—

1. 大学の概要

広島大学は12学部12研究科からなる、学生数約16,000人、教職員数約3,200人の大規模総合大学である。研究重点大学として特徴づけられる。

2. 広島大学の学生支援体制

(1) 学生生活に関する全学的政策立案機関

学生生活に関する全学的政策立案機関として学生担当副学長の下に「学生生活会議」が設置されている。構成員は副学長、学生部長、保健管理センター、留学生センター、キャリア・センター、学生総合支援センターなどの代表者で構成されている。学生生活に関する企画、理事会等への提言、学内での事件・事故、賞罰等の情報の共有化の機能を担っている。教職員を対象とした学生支援に関する研修会の企画・実施も行っている。

(2) 教育系支援制度

教員によるチューター制度が30年以上にわたり良く機能している。教養教育を担当する総合科学部教員と各学部教員が入学から卒業までの期間をカバーしている。この他オフィス・アワーも設けられている。

(3) 事務系支援組織

学生支援にかかわる事務部門を「学生総合支援センター」として統合している。構成は次の通りである。修学支援グループ（教養的教育の履修に関すること。）、経済支援グループ（授業料免除、奨学金、学生保険に関すること。）、学生生活活動支援グループ（課外活動、その他学生生活全般に関すること。）、何でも相談員。

また、各学部には「学生支援室」が設けられ、学部単位での修学支援、経済支援、学生生活活動支援等を行っている。

(4) 専門的支援機関

1) 保健管理センター

医師（精神科医含む。）、臨床心理士、看護師、管理栄養士、放射線技師等のスタッフで構成されている。北保健管理センターには精神科医が配置されたメンタルヘルス部門と臨床心理士が配置され学生相談を担当するカウンセリング部門がある。

2) キャリア・センター

キャリア支援グループと就職支援グループからなる。常勤教員2名、常勤事務職員5名、企業OBを含む非常勤職員等で構成され、学生の進路・職業選択を支援している。

3) 学習支援室

教養教育を担当する総合科学部に設置されている。教員及び大学院生により英語、化学、数学、物理を対象に学習支援がなされている。

4) 留学生センター

留学生の学習環境整備、留学生を対象とした個別の相談や指導にあたっている。常勤教員10名と非常勤事務職員により構成されている。

5) 障害学生支援のためのボランティア活動室

障害のある学生の相談窓口として、就学支援ボランティアの活動拠点として、また、障害のある学生とボランティア学生、教職員等の交流の場として機能している。

6) ハラスメント相談室

常勤教員1名を配し、ハラスメント相談にあたっている。

(5) 学生相互支援機関「ピア・サポーター」

学生による学生のための相談窓口。ピア・カウンセリングの訓練を受けた学生が学生の相談にのる。全国の国立大学で初めて広島大学に設置された。

3. 学生相談の中核機関「北保健管理センター・カウンセリング部門」

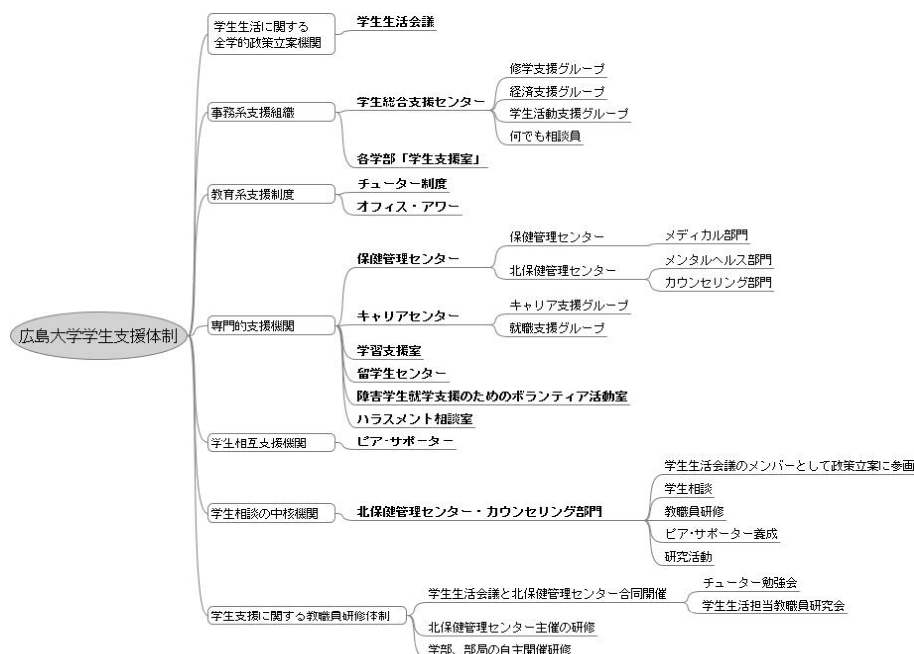
学生相談を専門に担当しているのがこの機関である。常勤教員（臨床心理士）3名、非常勤臨床心理士4名、インテーカー1名で構成されている。個別相談を中心としているが、学生生活に関する啓発的授業として「学生生活概論」を開講している。学内外の関係者との密な連携も特徴である。これは主に個別の学生対応を通して培われた信頼関係によるものである。また、予防のための各種リーフレットを作成し、学生に配布している。

カウンセリング部門の教員1名は学生生活会議の構成員として学生生活に関する全学的政策立案に加わっていることも特筆すべき点である。教職員向けに年2回のシンポジウムを主催しているほか、学生生活会議との合同でチューター勉強会、学生生活担当教職員研修会を開催している。また、学部や部局の主催による研修会等にも協力するなど、教職員研修や連携関係づくりに力を注いでいる。

ピア・サポーターの所管は学生総合支援センターであるが、その養成とスーパービジョンはこの部門が担っている。

4. 学生支援に関する教職員研修体制

前節で述べたとおり、学生生活会議、保健管理センター、学部及び部局により研修プログラムが企画、実施されている。



国際基督教大学ーリベラル・アーツ教育と学生相談ー

1. 大学の概要

学生数約3,000名のリベラル・アーツ教育の小規模大学である。学部は教養学部1学部で文系から理系までの6学科、大学院4研究科で構成されている。

2. リベラル・アーツ教育

- (1) リベラル・アーツ教育は、図1に示す通り全人教育であり、創立以来、教職員誰もがその一端を担うことが期待されてきた。このような大学の教育理念と学生相談のめざす方向が一致しており、学生相談（カウンセリング）が重視されてきた。
- (2) アドバイザー制度：助教授以上の全教員が担当し、FDハンドブックには、「アドバイザーは、アカデミックな面の指導のみならず、人生の先輩として適切な助言・指導をする」とある。学生たちは学期毎（3学期制）にアドバイザーから前学期の成績記録を受け取り、新しい学期の履修計画について相談し、指導を受ける。
- (3) オフィス・アワー：全教員は、週2時間以上設定し、公表しなければならない。

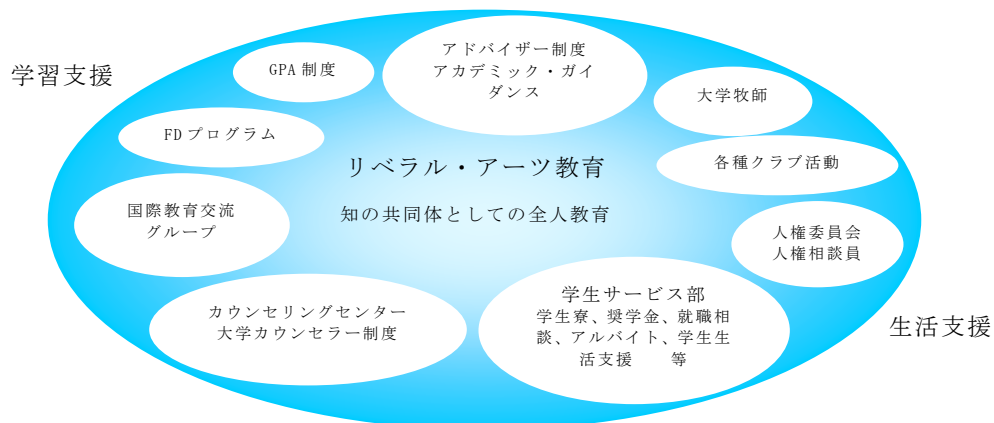
3. カウンセリングセンターの組織／大学カウンセラー制度

- (1) カウンセリングセンターは、組織上は学生部長のもと学生サービス部の中に、学生グループ、就職相談グループと並立している。
- (2) カウンセラーは「大学カウンセラーに関する規程」によって、教員給与表の適用、研究費の支給、教授会出席（議決権はない）等が規定されている。
- (3) スタッフ構成：大学カウンセラー常勤2名、非常勤3名（2名×週2日、1名×週1.5日）精神科医（1名×週0.5日）、受付・事務パート2名（1名×週3日、1名×週2日）
- (4) 施設：独立した建物に、面接室3、グループ室1、ミーティング室1、事務室1

4. カウンセリングセンターの活動

- (1) 活動の中心は、個別相談である。来談者数、面接回数ともに年々増加し、2005年度の来談率は11.1%、面接回数は2,171回、コンサルテーション等の連携は100名の教職員と671回である。
- (2) グループアプローチとしては、週1回の「グループアワー」や「留学前の心の準備ワークショップ」、「実践コミュニケーション入門」等を実施してきている。
- (3) 公開講座を全学向けに年1回実施。学外から講師を招き、これまで「宗教カルトとは?」「大学生・大学院生の不登校」「ピア・サポート」等が取り上げられた。

【図1 自主的学習をサポートする教育的配慮】



5. 学内の連携

- (1) 「学生の健康を考える会」を月1回開いている。学生に直接的に関わることの多い部署の教職員が集まり、学生の適応や健康の問題等について情報や意見を交換している。

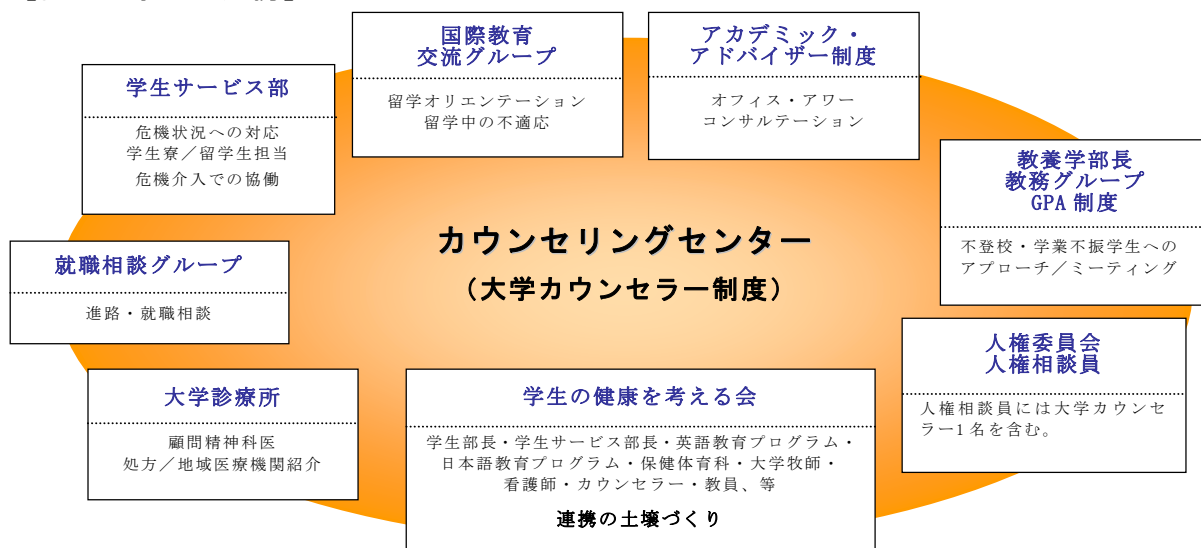
この会は教職員間の連携の土壌づくりや相互研修の機会にもなっている。

- (2) 修学支援のために、教養学部長・教務グループとカウンセラーがミーティングを年2回もっている。GPA制度（Grade Point Average）によって毎学期成績平均値が示され、成績不振が続くと教養学部長より警告書が本人と親元に送付される。警告書にはアドバイザーとカウンセリングセンターの連絡先が記され、相談することが勧められる。学期途中で心身の不調のために科目登録の取り消しが必要な場合は、カウンセラーの所見が診断書と同様に見なされ手続きができる。
- (3) 学生サービス部とは、精神的混乱や自殺の恐れなど、学生の精神的危機状況への対応において連携が必要になる。危機状況への対応について、「精神的危機にある学生への対応ガイドライン」が作成されており、学生部長が対応上の責任をもち、主導することが明示されている。また、学内にある9つの学生寮の代表者と学生サービス部との定例会議に大学カウンセラーも出席している。留学生担当者とカウンセラーとのミーティングが毎週もたれ、必要な対応について相談している。
- (4) 国際教育交流グループとは、海外留学オリエンテーションへの協力、海外留学中に不適応を起こした学生への対応やコンサルテーションを行っている。
- (5) 人権相談員の1名は大学カウンセラーから選出される。

6. 特色

- (1) 大学カウンセラーに関する規程が制定されている。
- (2) スタッフ構成が学生数に対して整えられてきている。
- (3) 施設が増改築によって拡充された。
- (4) 教養学部長／教務グループ、アドバイザーと連携し、修学支援に取り組んでいる。
- (5) カウンセリングセンターの活動は、本学の固有項目としてアドバイザー制度、GPA制度等、と並んで認識されている。『ICU自己点検・評価報告書2001』

【図2 学内の連携】



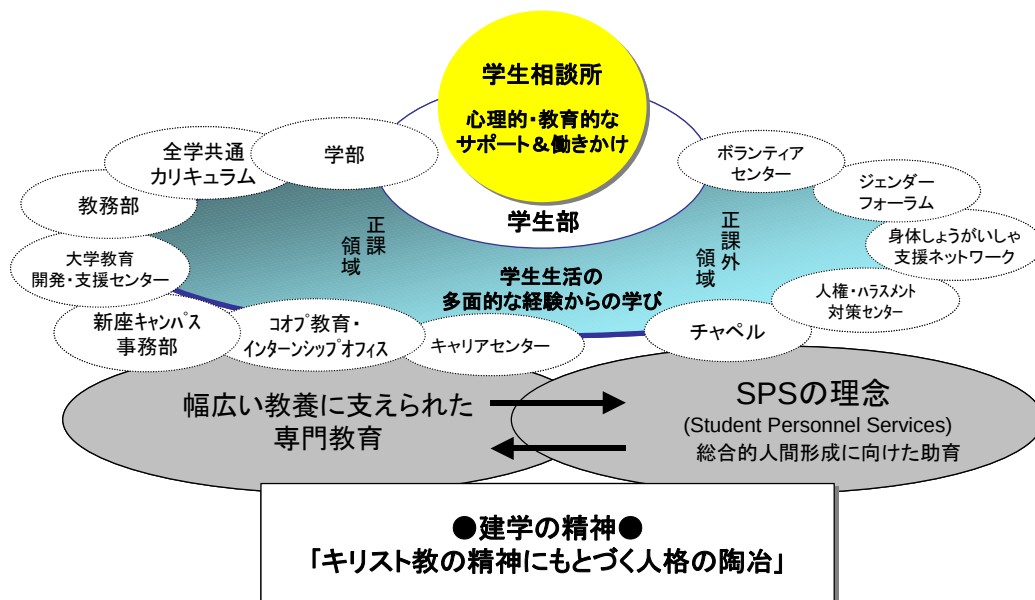
立教大学－「よろず相談」がつなぐ学内連携－

1. 大学の概要

9学部13大学院研究科の総合大学として、2つのキャンパスに学生数約16,000人が学んでいる。建学の精神に「基督教の精神にもとづく人格の陶冶」を掲げ、正課及び正課外の教育活動を通じての全人教育を目標としている。

2. 学生支援体制

学生部、教務事務センター、キャリア・センター、国際センターなどの学生担当窓口では特に個人相談を重視している。また、チャペル、人権ハラスメント防止対策センター、コオプ教育支援センター、ボランティア・センター、しょうがいしゃ支援ネットワーク、保健室、診療所など学内に多彩な学生支援窓口があり、有機的に連携をとっ

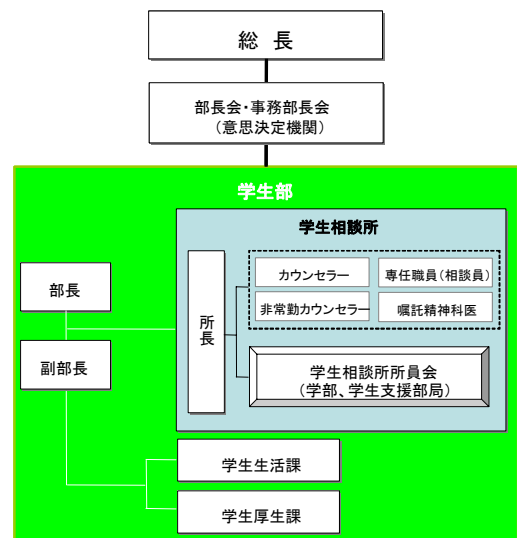


ている。

3. 相談所の組織

人員：2つのキャンパスの学生相談所には、専任カウンセラー2名、専任職員の相談員3名、非常勤カウンセラー5名、嘱託精神科医2名を配置している。

組織的位置づけ：学生相談所は学生部の機関として位置づけられている。この利点として、①学生部との密接な連携のもと、学生生活全般の支援に関与している、②学生部長を通じて全学意思決定機関である部長会との意思疎通が行われている、の2つが挙げられる。



所員会：チャペル、各学部、図書館、教務部、キャリア・センター、診療所、保健室、国際センター、学生部の教職員で構成される全学的な「学生相談所所員会」を有し、学生の状況に関する意見交換や研修を行っている。

施設：両キャンパスとも独立した建物で、＜池袋＞面接室5室、＜新座＞面接室4室の他、それぞれグループ室、談話室、カウンセラー室、スタッフ室、事務スペースを備えている。

4. 相談所の活動

①生活支援、②教育・予防、③心理臨床・メンタルヘルス、④ネットワーキング、⑤調査研究・普及啓発の5つの分野に亘り複合的な活動を行っている。具体的な活動内容を表に示す。

①生活支援	②教育・予防	③心理臨床メンタルヘルス	⑤調査研究・普及啓発
よろず相談 ●学業や学生生活など、あらゆる問題についてすべての学生を対象に受け付ける相談サービス	心理教育プログラム ●「アサーション・トレーニング」 ●「ボディワーク『ヨガ』『呼吸法』『氣功』『ダイエットトレーニング』」 ●「あなたのための食事講座」 ●「はじめてのひとり暮らし」ピクニック ●「あなたのためのセンスアップ」講座	心理療法 ●学生の自己理解の一助として心理テストなどを行う ●心理的問題を抱える学生に対し、臨床心理士のカウンセラーが心理療法を行う	調査研究 ●年次報告書 ●来談者統計調査 ●大学環境調査実施・分析協力
カウンセリング・ガイダンス ●必要な学生に対し、情報提供や助言を行う ●よろず相談に相談した学生のうち、継続的なケアやサポートを必要とする学生に対して定期的に面接を行う	正課プログラム ●全学共通カリキュラム授業科目「自己理解・他者理解」 ●全学共通カリキュラム授業科目「対人コミュニケーション」	精神科医療ケア ●精神科医が相談所で面接をし、医師の立場からの医学的な助言や治療を行う	啓発・情報発信 ●シンポジウム開催 ●『学生相談Q&A』の発行 ●学内パンフレット、広報誌『SQUARE』への掲載
教職員コンサルテーション ●本学教員ならびに職員が学生から相談を受けた場合の応対方法等について実施する指導・助言サービス	正課外プログラム ●新入生キャンプ、新入生1DAYプログラム ●「クリエイティブ・コミュニケーション」 ●夏季フィールドワーク「林業体験」 ●講演会「Catch Your Dream 夢への挑戦」	療学援助 ●障害や疾患を持つ学生に対し行う、療養しつつ学業を継続するための生活援助	職員研修 ●コミュニケーション研修 ●学生窓口対応改善プロジェクト ●セクシュアルハラスメント相談員研修 ●所員研修 ●学生相談所スタッフ研修
	予防教育 ●新入生健康診断時の「メンタルヘルス問診票」の実施および二次面接	④ネットワーキング	
		教職員ネットワーク ●学生相談所所員会の運営 ●学生窓口担当者懇談会 ●ヒューマンコラボレーション・フォーラムへの参加・参加組織との連携	

5. 特色

(1) 「よろず相談」

学業・課外活動・進路・健康等、学生生活のあらゆる側面で学生が抱える悩みや問題に対応する「よろず相談」を行い、生活全般へのサポートを行うと同時に、相談の背後にある悩みや問題にも視点をあて、学生の成長・発達に資する機会として援助している。

(2) 全学教職員との連携による学生生活支援

相談から得られた学生状況への理解を相談所内外に還元し、①学生相談所独自の「心理教育プログラム」の実施、②教員へのコンサルテーションや授業による正課教育への関わり、③他部署での相談機能拡充への働きかけや各種プログラムへの協力による正課外活動への関わり等によって、大学コミュニティ全体で一人ひとりの学生を受け止め、成長・発達を支える基盤を形成している。

甲南大学—地域貢献を視野に入れた中規模私立大学の試み—

1. 大学の概要

甲南大学は、5学部、3研究科、2専門職大学院、9附属研究所、7センターからなり、学生数約9,500人、「人物教育率先」の建学精神に基づく、少人数教育、人物育成重視の中規模私立大学である。

2. 学生支援体制

健全なる常識を備え、国際化と情報化の時代に世界に通用する人材を育てるという教育目標を達成するために、全教職員の関与と、専門的機関の活動の両面から、学生支援体制が整備されている。

(1) 大学全体としての支援

大学主催の保護者対象「教育懇談会」を、本学と地方で毎年開催し、希望者への個別修学相談を実施している他、緊急の心理的支援が必要な重大事案に対応するため、学生支援担当副学長が招集する危機対応チームが組まれている。

(2) 一般教職員による支援

全教員が「指導主任」として担当学生（数名～二十数名程度）の修学支援に当たる制度と、オフィス・アワーが設けられている。また、学期の初めには学部学科ごとに教職員が必要単位未修得者（学生と保護者）に修学相談を実施している。

(3) 部局による支援

学生部による学生生活相談（経済的支援を含む）、教務部による修学状況の通知と履修相談、医務室による健康相談、キャリアセンターによる就職相談、国際交流センターによる留学生相談、学生相談室による心理相談がある。

3. 学生相談体制と活動の実態

狭義の学生相談（心理教育的支援）の中心を担う、「学生相談室」について概説する。

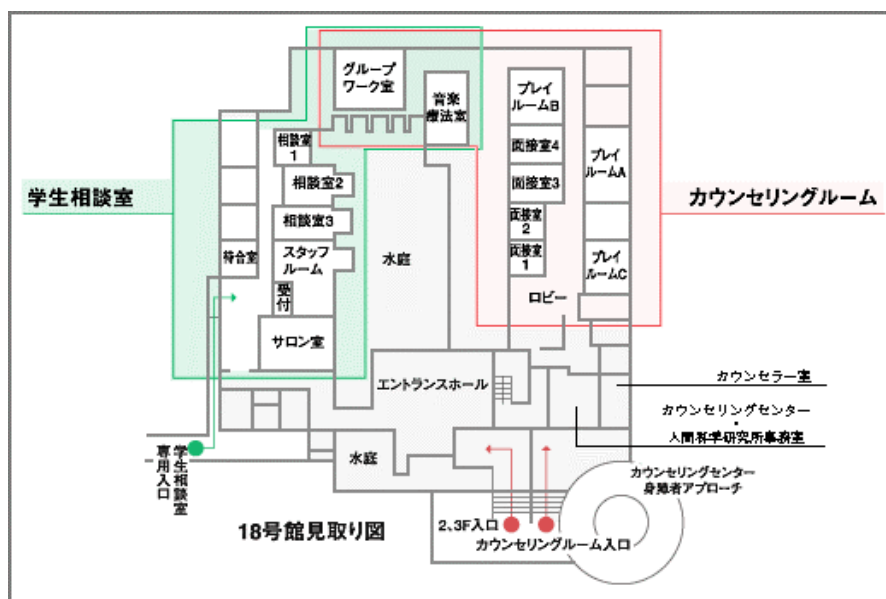
(1) 特徴

本学の学生相談室は、1997年に、それまで独立に活動していた心理臨床カウンセリングルーム（学外者対象の相談機関）と、「カウンセリングセンター」として組織的統合を果たすことにより、以下のような活動の特徴を有するに至った。

- 1) (相談) 入学前、在学中、卒業後を通し、利用者が同じセンターの中で一貫性のある継続的な心理的支援（専門的カウンセリング）を受けることが可能。
- 2) (教育) スタッフに専任教員、非常勤講師を含むことで、予防的見地からの講義、講演、心理教育的グループプログラム、教職員研修などを積極的に提供できる。
- 3) (研究) 学生相談研究にとどまらず、隣接の「人間科学研究所」と共同研究体制を敷き、臨床心理学と人文諸科学にまたがる学際的研究の拠点となる。
- 4) (地域貢献) 地域に密着した都市型私立大学として、また阪神・淡路大震災を経験した大学として、災害時の緊急支援、被害者のこころのケア、子育て支援等の活動を通じた、地域社会への貢献を使命の一つとする。定期的に公開講演会を実施する他、専任相談員は、地域の被害者支援ネットワークの一員を兼ねる。

(2) 組織と活動

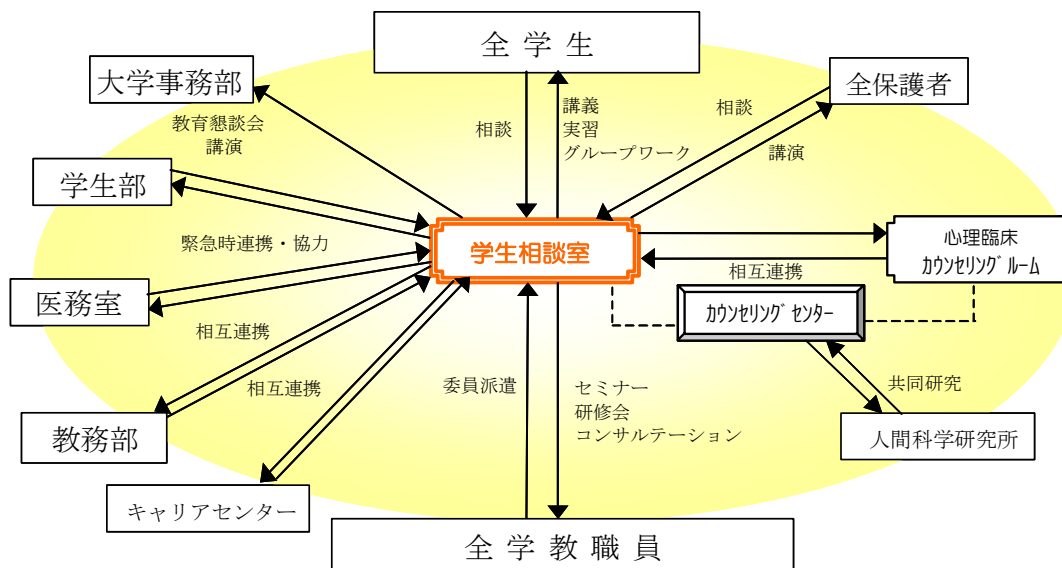
- 1) (スタッフ) 2006年度の相談員は、専任(教員)1名、非常勤9名の計10名。
専門資格は臨床心理士が9名(大学カウンセラー2名を含む)、精神科医が1名。
室長は2年任期で学長に指名された学部教員。受付・事務担当は派遣職員が1名
(これ以外に、カウンセリングセンターとして専任1名、派遣1名)。
- 2) (利用者) 2005年度の年間利用者実人数351(利用率3.7%)、のべ件数1856。このほかに、利用登録をしないフリースペース「サロン室」の利用者が、年間のべ2千名を超える。
- 3) (施設) 1999年に震災復興で完成した建物に移転した。下図の通り、用途に応じた多様な部屋が用意されている他、屋外に園芸療法スペースも整備されている。茶湯、香道、陶芸、音楽など、五感を通じた体験的グループプログラムが提供できるようになっている。



カウンセリングセンター見取り図

4. 学内連携体制

学生相談室は、他部局や一般教職員と有機的な連携を図りながら、個々の学生のニーズに応じた心理教育的支援と修学環境の調整、並びに予防的活動を行っている。



広島経済大学—中規模私立大学における学生相談体制—

1. 大学の概要

経済学部（5学科／約4,000名）と経済学研究科（修士・博士／数十名）からなる地域密着型の私立大学であり、小高い丘から市街地を見下ろせる、自然と都会の接点に設けられたキャンパスである。

2. 学生への支援制度・相談体制について

学生支援のための専門的な機関はもとより、多くの教職員が積極的に関与するかたちで種々の側面から、学生への教育的配慮や適応支援に工夫をこらしている。

（1）一般の教職員の取組について

入門ゼミ「大学生活に慣れること（大学入門）」と「学問の方法を学ぶこと（学問入門）」を目的に実施（新入生必修科目・1クラス20名／合宿・食事会等で図書館の利用法、就職ガイダンス、「調べる」「書く」「話す」技法の習得等）

- オフィス・アワーの実施
- 「履修相談会」4月初旬に教員・教務課職員が協力して実施
- 「夢チャレンジシート」（学生生活や将来について記入させ目標設定）の検討

（2）学生相談機関の設置状況について

- 「学生相談室」（多様な学生相談活動の展開／後述）
- 「国際交流室」（留学生支援やハラスメント対応等／教員1名・事務職員3名）
- 「キャリア・センター」（就職支援やキャリア形成のプログラム／事務職員7名・契約職員2名）

いずれも組織運営上は事務局長のもとに設置されているが、前2者は実質的に学長直轄（室長は教員が兼務）

- 「教育・学習支援センター」を設置予定（平成18年度より）

（3）学生による支援活動の制度について

外国人留学生（新入生のみ）を対象としたピア・サポートを実施。

3. 学生相談体制の現状について

（1）学生相談室について

- スタッフ構成は、室長（経済学部教授が併任）と専任カウンセラー（助教授1名）を中心に、兼任相談員（経済学部教授または助教授4名）、事務職員（契約職員1名）、非常勤カウンセラー3名がそれぞれの立場から活動を展開する。
- 委員会組織は特にないが、室長は、学生生活委員会（学生課の所掌事務に関する委員会）、部課長会、事務連絡会に出席するとともに、室長（教授）、専任カウンセラー（助教授）は教員として教授会、教養教育部会に出席。
- 静かで人通りの少ないキャンパスの東端1階に相談室が設けられ、受付・面接室・談話室等の配置はもとより、来談学生の入室に際して細心の配慮がなされた構造となっている。（図参照）

（2）各学生相談機関で行う主な内容や対象

- 目的：学生の心理発達の課題が多様化、深刻化していくなかで、一部の学生だけでなく、幅広い学生のニーズに対応できるよう、多彩な援助活動を提供することが学生相談室の責務である。

○ 活動：個別相談が中心であるが、その他にも多彩な活動を展開している。

- 1) 学生、卒業生、保護者の個別相談：平成16年度の相談実数394名、延べ数2,131名。
- 2) 問題の早期発見のためのスクリーニングテスト、結果のフィードバック、「呼び出し面接」を実施。
- 3) 新入生対象の講義「キャンパスライフ実践論」：平成14年度から。新入生の大学生活への適応促進、問題発生の予防、人間的成長や発達の促進等を目的にした、相談員全員によるオムニバス講義。
- 4) 学生の居場所の設置：静かに一息つきたいときに過ごせる「こころの休憩室」（平成16年度の利用者実数276名、延べ数2,605名）。仲間作り、先輩とのつながりをもつことができる「談話室」。
- 5) 企画行事 セタやツリーの飾りつけ、学生企画による粘土細工、映画会、卒業記念パーティ等。
- 6) 教職員を対象とした研修会「学生対応を考える会」等の実施。
- 7) 学生向け冊子「こころの健康」、教職員向け冊子「教職員のための学生対応のヒント」の発行。

4. 最近の動向・変化について

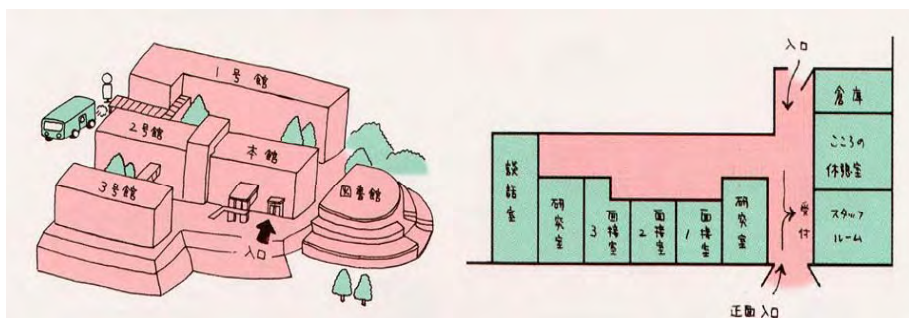
- (1) 学生気質の急激な変化（大学生としての自覚、基礎学力や勉強の習慣、挨拶やマナー、トラブルに遭いやすい、対人関係、将来展望など）ゆえ、学習以前の土台づくりにも力を注ぐ必要性が強まっている（睡眠・食事、安全・安心感、所属感・信頼関係、自尊心、体験・実感の形成）
- (2) 重篤な問題を抱える学生（虐待、いじめ、DV、自傷行為、触法行為、発達障害等）の相談が増加しつつあり、慎重かつ専門的な援助ができるよう備えていく必要性がある。
- (3) 卒業後も対応せざるを得ない学生、相談員の定期面接に乗らない学生、保護者からの相談、低単位取得者への対応等、これまでの枠組みでは援助しにくい対象者の増加にいかに対応するかが課題になりつつある。

5. 学生相談体制等の課題について

今後、以下の事項への取組が課題である。

①相談室体制の充実（カウンセラー常時2名体制をめざす）、②部局間の連携の強化、③保護者、高校、他大学との連携、④低単位取得者への対応等。

室長（教授）の積極的な学内外への働きかけと専任相談員（助教授）の多彩な活躍によって、小・中規模の新興私立大学における1つのモデルとなる体制である。



広島経済大学ホームページより <http://www.hue.ac.jp/>

アメリカ・イギリスの学生相談の動向（概説）

1. アメリカ

（1）学生相談の現状

- 1) **名称** アメリカの学生相談機関は、“カウンセリング・サービス”として、学生サービスの一機関として設置されている。
- 2) **理念** カウンセリング・サービスのミッションは、学生が個人的、修学的、及び職業的目標を明確にし、成し遂げる援助を行うことであり、①心理的、行動的、学習的困難を抱えている可能性のある学生への、質の高い個人カウンセリング及びグループ・カウンセリング・サービス、②学生の可能性を最大限引き出すための発達上のニーズに焦点を置いたプログラム開発、③コンサルティング・サービス、④アセスメント・サービス、を含む（C A S¹⁴）。
- 3) **活動領域** カウンセリング面接で扱われる課題は、抑うつ、不安、パートナー・友人関係、家族関係、学業・進路などが中心である。回数制限が行われている大学は46.6%である。卒業生の面接を有料で行っている大学もある。
- 4) **近年の傾向** 調査によって、全学生の9.8%の学生がカウンセリング・サービスを利用したことが明らかになった。また、81.4%のセンター長が、複雑で難しい問題をもつ学生が増加していると報告している。大学の54.9%が精神的サービスを提供しており、1,000人の学生に4.1時間のコンサルテーションを行っている（2001年から1.3%増）（2003年 National survey より）。このような定期的な調査を毎年行っている。
- 5) **フルタイムカウンセラーの仕事の内容** 直接サービス（カウンセリング、インテイク、ワークショップなど）が59.1%、間接的サービス（スーパービジョン、コンサルテーション、ケースカンファレンスなど）が20.1%、管理的サービス（会議、委員会、研修など）が15.0%、そのほか（研究、教育など）8.9%であった。（National Survey of Counseling Center Directors 2005）

（2）特徴

- 1) **ガイドライン制定と認定** 学生サービスのそれぞれの専門職の各団体の代表者からなるC A Sが作られ、学生サービスの30の領域についてスタンダード及びガイドラインが制定されている（p56表）。また、I A C S¹⁵という機関が、大学カウンセリング・センターの認定を行っている。I A C Sから認定を受けた後は、4年に1度更新をうけ、カウンセリング・センターが良質のサービスを提供しているという証明として機能している。2006年3月現在、全米の157の大学が認定を受けている。
- 2) **学生の動向についての調査や大学カウンセリングの現状把握について** カウンセリング・センターのディレクターが年に1度A U C C C D¹⁶というミーティングを組織し、情報を交換している。定期的に調査を行い、カウンセリング・センターの基礎情報を共有している。
- 3) **多様な学生サービスの提供** 多くの専門機関が学内におかれていて、それぞれが独立して学生と教職員向けのワークショップや研修会を実施している。

¹⁴ The Council for the Advancement of Standards in Higher Education

¹⁵ International Association of Counseling Services

¹⁶ Association for University and College Counseling Center Directors

2. イギリス

(1) 学生相談の現状

- 1) **名称** イギリスの学生相談機関は、“カウンセリング・サービス”という名称で、大学（高等教育）及び職業専門学校（継続教育カレッジ）に設置されている。
- 2) **理念** 大学生活の中で学生が十分に機能することができるように、心理・情緒的なサポートをすることを目的としている。問題を抱えた学生に対するカウンセリングのみならず、学内において予防的・発達援助的な役割を担っている。学生のパーソナルな問題は修学上の課題と深く結びついていると考えられており、修学上の支援は、個別カウンセリングに加えてグループ活動やワークショップの開催などを通して提供されている。キャリア・サービスや保健センター等が提供するサービスと役割分担・連携をしながら、学生支援の活動が展開している。
- 3) **活動領域** カウンセリング面接で扱われる課題は、自信やアイデンティティ、パートナー・友人との関係、家族との関係、学業・進路などが中心である。学生が呈する問題としては、アメリカの動向に似て抑うつと不安の割合が高く、その内容と深刻度による分類統計が発表されている。なお、カウンセリングは無料で提供され、基本的に回数制限がされることはない。また、大学というコミュニティの中での活動も重視されており、全英で80%以上のカウンセリング・サービスが教職員研修に携わっている。そして、学生支援にあたる学内の“資源”そのものへのサポートやコンサルテーションも広く行われている。
- 4) **近年の傾向** 学生数の急増と多様化に、学生支援サービス機関の充実が追いついていない。発達障害や精神的問題を抱える学生への対応や、学業生活を維持し卒業に至る過程自体を支えるような関与が求められる事例が増加している。また、旧来とは異なるプロフィールをもつ学生とパートタイム学生の増加のために、学生自身が安定した同級生集団を得にくくなったことも指摘されており、教員の多忙化ともあいまって、関係者間での連携による支援が近年更に強調されている。

(2) 特徴

- 1) **学会によるガイドライン制定と認定** 2004年度の総会で、カウンセリング・サービスについての英国学生相談学会ガイドラインが承認され、大学教育における学生相談の位置づけや機能、実践の質を保証する具体的な指針が共有された。また、学生相談機関のアセスメントと認定作業も行われており、その審査基準として、提供されるサービスの質、学内での定着度、倫理に適った実践、整合性のある統合的活動という専門性を内外に示している。
- 2) **学生の動向についての研究と学業生活の維持(retention)への貢献** 多様な学生層のニーズや、心理的問題の深刻化についての研究、学業生活の維持に向けての支援の工夫と研究報告書等によるすぐれた実践例の紹介がなされている。学生との個別相談や調査研究の中で把握されてきた学生の情緒的成熟などの傾向の変化を、各大学の教育／学生支援システムを立案する組織へと積極的にフィードバックしている。
- 3) **学生サービス機関との連携** 学生と教職員向けのワークショップや研修会の実施、ピア・サポートの共同企画等を通して、連携・相互理解を深めている。

ミネソタ大学 (University of Minnesota) ーアメリカの大規模・分散型キャンパス大学での学生相談ー

1. 大学の概要

ミネソタ大学（1851年創立）は、アメリカのミネソタ州にある州立大学。州都セントポールとミネアポリスにある Twin Cities、Duluth、Morris、Rochester、Crookston の5つのキャンパスからなる。主なキャンパスである Twin Cities キャンパスの学生数は学部生28,957人、大学院生14,107人、その他8,111人、学生総数51,175人、教員は3,170人（2005年）。研究・教育中心の大規模大学であり、370の研究領域を有し、世界でもトップクラスの大学の1つである。

2. 学内の学生サービス機関

学生部 (Student Affairs) に属するオフィスは数多くあり、十分に機能していて、学生部オフィス (Office for Student Affairs : O S A) が機関をつないでいる。

- (1) 大学カウンセリング・コンサルティングサービス (University Counseling & Consulting Services : U C C S) : 心理的相談サービスを行うカウンセリング・センター。
- (2) ボイントン健康相談サービス (Boynton Health Service) : 学内医療的クリニック。日本でいう保健管理センター。治療や健康相談を担当。有料であるが、保険に入っている学生は割引となる。一般住民も受診できる。
- (3) キャリア相談 : 各学部のサービスオフィスにて、相談などが行われている。また、大学院キャリアサービス (Graduate School Career Services) では、ワークショップやオンラインによる情報提供などが行われている。カールソンビジネススクールやロースクールにキャリア・職業開発センター (Career & Professional Development Center) などが設置され、アドバイザーによる相談が行われている。
- (4) 留学生や海外からの研究者の為のサービス (International Student and Scholar Services) : 留学生や在外研究者などのビザの相談や、留学生の心理的相談、ワークショップやコミュニティ活動などを行っている。
- (5) 学生葛藤解決センター (Student Conflict Resolution Center) : 学内の諸問題、例えば成績や教え方への不満、経済的な部分での調停、教員の職権乱用 (ハラスメント) などについて、オンブズマンやスタッフが介入、調停・仲裁を行う。
- (6) 学生法律相談サービス (University Student Legal Service) : 1976年に設立。居住権に関する問題、消費者問題、寄付などの問題、犯罪、軽犯罪、家族法などの学生の問題に対して法律的なアドバイスや教育を行う。
- (7) オーロラセンター (Aurora Center for Advocacy & Education) : 性暴力やハラスメントを防止するコミュニティ活動やサポートグループ、危機介入、予防教育などを行っている。

その他も The Student Academic Success Services で相談や学習スキルのワークショップが行われていたり、Leadership Programs、Office of Measurement Services、Office for Student Academic Integrity、Orientation & First-Year Programs、Parents Program、Recreational Sports、Student Activities Office、Student and

Community Relations、Student Judicial Affairs、Twin Cities Student Unions などがあり、相談活動やアウトリーチ、教育、研修などのサービスを行っている。

3. カウンセリングセンターの活動

- (1) UCCSは、Student development programs と technical programs の二種類のサービスを行っており、教育的・発達の、予防的、応急処置的、治療的 remedial という役割を担っている。国際カウンセリング・サービス協会（International Association of Counseling Services: IACS）の大学カウンセリングセンターの認定を受けている。数年に一度の更新を行っているが、大学が高い質の相談を提供するという意味で、更新に際して大学からの支援もある。
- (2) 個人カウンセリング・グループカウンセリング
学業スキルに関するカウンセリング（Learning & Academic Skills Counseling）、個人的な問題に関するカウンセリング、キャリアカウンセリング、グループカウンセリング、危機介入カウンセリングなどが行われている。
- (3) アウトリーチ
ワークショップ: 多様性ワークショップ、ストレスマネジメント、うつへの対処、効果的コミュニケーションについて、帰省の仕方、ルームメイトとの接し方、自己尊重、心理テスト、大学生活がうまくいくには、男性・女性のテーマ、家族の絆、その他ニーズに合わせて作られるワークショップなど、多彩なサービスが提供されている。センター内にアウトリーチの担当責任者を置くなど、人的にも力を入れている。また寮への出張ワークショップなども行っている。
- (4) GREやTOEFLも行うテストセンターも併設している。
- (5) スタッフはフルタイムのカウンセラー12名、インターン4名、その他実習生。
IACSの基準のカウンセラー数には、UCCSだけでは学生比のカウンセラー数が条件を満たせないため、学内のUCCS以外のサービスに所属するカウンセラーも含めて認定を受けている。他に Duluth キャンパスの健康相談センターに4名のカウンセラーがいる。センター長は女性のカウンセラーDr. H. C. Haynes、Ph. D., L. P. (2006年現在)。
- (6) 施設 Minneapolis Campus は Eddy Hall という1戸建ての三階建ての建物。

4. 特色

- (1) 学生相談の歴史は古く、戦後日本に学生相談を伝えたウィリアムソン博士がいた。
- (2) アメリカの他の主要大学のように、IACSの大学カウンセリングセンターの認定を受けていることによって、サービスの質を定期的に点検している。
- (3) 連携は、コンサルテーションという形で行われたり、必要に応じてミーティングを開くという形で行われている。カウンセラーは、一カ所にまとめられて所属されているのではなく、それぞれの学生サービスの組織に必要なに応じて雇用されている。
- (4) スタッフ数、施設ともに日本に比べ格段に充実しているが、UCCSにとっては、まだ十分とは言えないという認識である。
- (5) アウトリーチやワークショップが大変充実している。ピア・カウンセリングの制度はない。

エセックス大学ーイギリス（中規模大学）における学生相談ー

1. 大学の概要

エセックス大学（University of Essex）は1964年創立の新制大学であり、学生数約7,800名。19の学部と、26の研究所及びセンターがある。ロンドンから列車で1時間弱の、コルチェスターという10万都市の郊外に大学は位置している。留学生の比率が高く、また過半数の学生がキャンパス内の寮で生活している。

2. 学生相談の組織

- （1） カウンセリング・サービス（Counseling Service）の設立は1992年。組織上は、学務部長が統括する学生支援室（Student Support Office）のもとにある。
- （2） スタッフ構成：常勤カウンセラー2名、非常勤5名、インターカー1名。いずれもアカデミック・スタッフではない。サービス長である常勤カウンセラーは、大学の管理運営に関与する上級の会議にも参加しており、この組織上の位置づけによりカウンセリング・サービスが学生支援ネットワークにおける中核的機能を担っている。
- （3） 施設：建物は、講義棟と学生寮との通り道にある平屋建て、英国学生相談学会の指針が示唆するような、「目立ちにくく、しかし利用しやすい」場所に位置している。部屋は、受付（待合室）、面接室（3部屋）、共通面接室（芸術療法室）である。

3. 理念と活動内容の明示

カウンセリング・サービスの活動理念と実践上のガイドラインは、マニュアル（Counseling Service Quality Assurance and Procedure Manual）として整備され、それに基づいた活動と運営がなされている。マニュアルは以下の5章からなる：サービスの目標・対象・方略、倫理、スタッフ構成、活動のフィードバックと評価、（相談・運営・緊急時の）手続き。活動のミッションとして冒頭には、「カウンセリング・サービスは、学生の修学及び成長を援助することを目指し、大学での経験から学ぶことのできる学生の潜在的な能力を十分に引き出すことを目的とする」と掲げられている。

4. 相談活動の状況

- （1） 活動の中心は個別相談である。近年、メンタルヘルスの問題をもつ学生と、多様な背景のもとでの心理・修学上の問題を抱えて来談する学生が増加している。（英国全体の傾向でもある。）相談内容は、心理的問題については「不安」「抑うつ」が増加傾向にあり、また、「家族」や「進路選択」などの発達的課題で来談する学生も少なくない。相談は無料で、数回～6・7回の継続面接で終結するケースが最も多い。
来談率は3.3%（以下は、いずれも1997／8年度の統計）、自発来談率は73%であり、学部のチューターや保健センターからの紹介がそれぞれ8%、3%だった。カウンセラーが分類した問題別の集計（重複）では、「緊張／ストレス」「家族」「修学上の困難」「自尊感情」「対人関係の困難」「抑うつ（中度）」「対人関係の困難（継続）」が上位となっている。
- （2） 教職員へのコンサルテーションと、ワークショップや研修会における講師
学内の学生サポート・システムに携わる教職員に対するコンサルテーション、研修会やワークショップ（学習方法や対人関係）での講師という役割を担っている。
- （3） ピア・カウンセラー養成プログラムの運営と助言
寮ブロックごとのチューターとその責任者の養成プログラム（5日間）と定期的なミーティングの実施、学生ユニオンによる相談活動への助言を行っている。

- (4) 教職員に対してはガイダンス面接（1回）を行い、必要に応じて相談機関（Occupational Health Service）を紹介している。
- (5) グループ・アプローチは、集団療法や芸術療法を行うスタッフがいるときに頻繁に実施されていた。試験前の不安や論文作成の行き詰まり、トラウマなどに焦点づけたグループ療法についても取り組まれてきた。

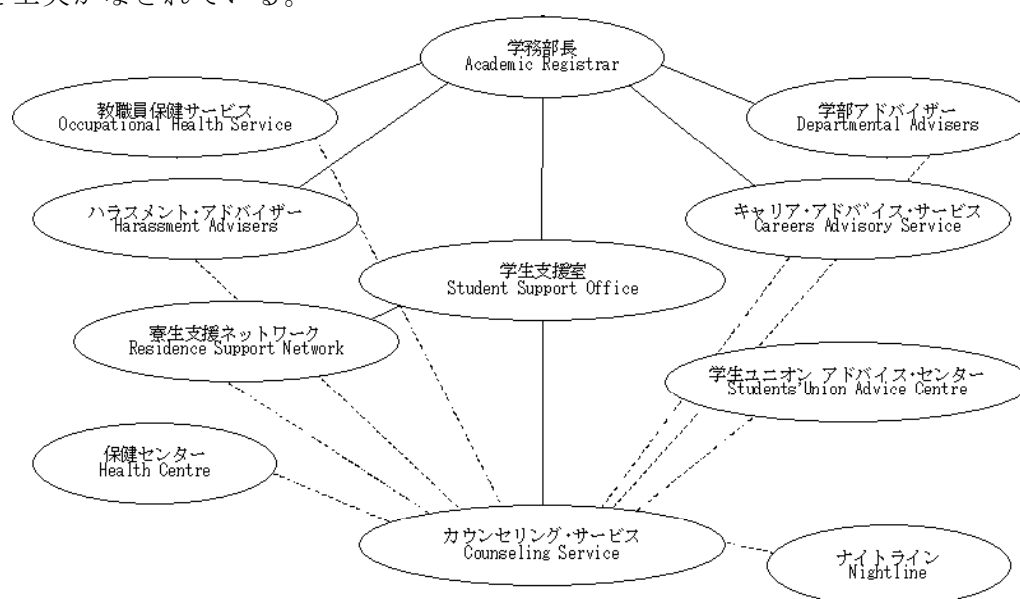
5. 学内の連携

カウンセリング・サービスは、学内の学生支援機関と連携を保ちながら、ネットワークの核として援助者のトレーニングや助言、システムへの提言を行っている。

学内の機関としては、学生支援室、寮生支援ネットワーク（主に3～4年生80名程度がチューターとなり、同階ブロックに居住する学生へのサポートを行う。チューターには寮費減免の措置がとられる）、学部チューター、ハラスメント・アドバイザー、キャリア・アドバイス・サービスなどがある。また、学生ユニオンによる相談活動や“ナイトライン”（午後8時～午前8時、学生ボランティアによる電話相談）へのコンサルテーション、その他宗教団体による相談活動や保健センター（国営医療保険制度：NHS）との連携もとられている。

6. 特色

- (1) 活動理念と実践上のガイドラインが“マニュアル”として整備され、カウンセリング・サービス内及び学内において共有されている。
- (2) 学内の委員会・学生支援機関との連携において、コンサルテーション的な関与がなされている。
- (3) 大学の特徴に合わせて、過半数を占める寮生に対する支援ネットワークが構築され、英国の多くの大規模大学でなされているピア・サポート活動を展開している。
- (4) 個別相談活動が中心であり、そこでは不安と抑うつを訴える学生の来談が増加しており、また学生らしい発達課題を背景にもった相談が扱われている。
- (5) 財政面での活動保障やマンパワーの充実は困難かつ重要な課題としてあり、改善と工夫がなされている。



【学生支援機関との連携】

【表】 アメリカCASスタンダードとガイドラインの30の領域¹⁷

1.	Academic Advising	(学習指導)
2.	Admission Programs	(入学プログラム)
3.	Alcohol, Tobacco, and Other Drug Programs	(アルコール・タバコ・薬物プログラム)
4.	Campus Activities	(学内活動)
5.	Campus Information and Visitor Services	(学内情報と来校者サービス)
6.	Career Services	(キャリアサービス)
7.	College Health Programs	(健康管理プログラム)
8.	College Union	(学生ユニオン)
9.	Commuter Student Programs	(通学生プログラム)
10.	Conference and Events Standards	(カンファレンスとイベントのスタンダード)
11.	Counseling Services	(カウンセリングサービス)
12.	Disability Services	(障害のある学生へのサービス)
13.	Educational Services for Distance Learners	(遠隔地学習者への教育サービス)
14.	Financial Aid Programs	(経済的支援プログラム)
15.	Fraternity and Sorority Advising Programs	(男子学生会・女子学生会支援プログラム)
16.	Housing and Residential Life Programs	(住居・学寮生活プログラム)
17.	International Student Programs	(留学生プログラム)
18.	Judicial Programs	(司法プログラム)
19.	Leadership Programs	(リーダーシッププログラム)
20.	Learning Assistance Programs	(学習支援プログラム)
21.	Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Programs	(性的マイノリティー学生プログラム)
22.	Minority Student Programs	(マイノリティー学生プログラム)
23.	Orientation Programs	(オリエンテーションプログラム)
24.	Outcomes Assessment and Program Evaluation	(成績評価、プログラム評価)
25.	Recreational Sports Programs	(レクリエーション・スポーツプログラム)
26.	Registrar Programs and Services	(学務プログラム・サービス)
27.	Religious Programs	(宗教プログラム)
28.	TRIO and Other Educational Opportunity Programs	(TRIOやその他の教育機会に関するプログラム)
29.	Women Student Programs	(女子学生のためのプログラム)
30.	Master's Level Student Affairs Administration Preparation Programs	(学生部に関する修士レベル職業準備プログラム)

¹⁷ THE BOOK OF PROFESSIONAL STANDARDS FOR HIGHER EDUCATION 2003(CAS:The Council for The Advancement of Standards in Higher Education)より

参考資料

2. 「認証評価機関」の評価基準等

(趣旨)

平成15年の学校教育法改正により、大学は国により認証された評価機関による評価を受けることが義務付けられた。その認証評価機関の中でも、「財団法人大学基準協会」「独立行政法人大学評価・学位授与機構」「財団法人日本高等教育評価機構」の3機関の評価基準等について、「学生支援」に関連すると考えられるものを参考に掲載する。

- 大学基準協会における基準及び主要点検・評価項目 56
- 大学評価・学位授与機構における大学評価基準 58
- 日本高等教育評価機構における大学評価基準 60

大学基準協会における基準及び主要点検・評価項目¹⁸

【学士課程基準】

5 学生生活

学部等は、その教育目標を達成するために、学生が学修に専念することができるように、学生生活に適切に配慮する必要がある。

学生の経済状態を安定させるための配慮として、大学独自の奨学基金を設置しこれを適切に運用する他、学外の奨学金の受給に関わる相談や取り扱い業務を充実させることが重要である。

加えて、学部等は、日常生活、心身の健康や保健衛生に関わる相談等に適切に対処するために、カウンセリング制度や卒業後の進路選択指導等の体制を整備する必要がある。また、学部等は、学生が適切な教育を受けられるように、学生の人権に十分に配慮する必要がある。

学生の心身の健康を保持・増進するために、福利厚生面においても体育施設や研修施設の整備・充実を図ることが重要である。

また、集団生活を通じその人格と能力を磨くための学生の課外活動に対し、適切な指導や支援を行う必要がある。

【大学・学部における主要点検・評価項目】（※）

10 学生生活
（学生への経済的支援）
A群 ・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性
C群 ・各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性
（生活相談等）
A群 ・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性
A群 ・ハラスメント防止のための措置の適切性
B群 ・生活相談担当部署の活動上の有効性
C群 ・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況
・学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況
・不登校の学生への対応状況
・学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況
・セクシュアル・ハラスメント防止への対応
（就職指導）
A群 ・学生の進路選択に関わる指導の適切性
B群 ・就職担当部署の活動上の有効性
C群 ・就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況
・学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性
・就職活動の早期化に対する対応
・就職統計データの整備と活用の状況

¹⁸ 「大学基準協会」ホームページ(<http://www.juaa.or.jp/>)より抜粋。「学士課程基準」及び「修士・博士課程基準」については、平成16年3月5日改定版、「主要点検・評価項目」については平成18年度版である。

(課外活動)
A群・学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性
C群・学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度
・資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性
・学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

【修士・博士課程基準】

5 学生生活

研究科等は、その教育目標を達成するために、学生が学修に専念することができるように、学生生活に適切に配慮する必要がある。

学生の経済状態を安定させるための配慮として、大学独自の奨学基金を設置しこれを適切に運用する他、学外の奨学金の受給に関わる相談や取り扱い業務を充実させることが重要である。

研究科等は、ティーチング・アシスタント制度やリサーチ・アシスタント制度を採用する場合は、採用の基準、職務内容、報酬額等をあらかじめ明文化するとともに、その業務の遂行に伴い学生に過度の負担が生じないよう、十分に配慮することが重要である。

加えて、研究科等は、日常生活、心身の健康や保健衛生に関わる相談等に適切に対処するために、カウンセリング制度や課程修了後の進路選択指導等の体制を整備する必要がある。また、研究科等は、学生が適切な教育研究を受けられるように、学生の人権に十分に配慮する必要がある。

【大学院における主要点検・評価項目】(※)

8 学生生活への配慮
(学生への経済的支援)
A群 ・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性
C群 ・各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性
(学生の研究活動への支援)
C群 ・学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性
・学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性
(生活相談等)
A群 ・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性
A群 ・ハラスメント防止のための措置の適切性
(就職指導等)
A群 ・学生の進路選択に関わる指導の適切性

(※) A群は、大学もしくは学部・学科・大学院研究科が具備することが必須不可欠であるもの、B群は、必須不可欠とは言えないまでも具備することが高度に望まれるもの、C群は、具備することが一応望ましいとは言え「点検・評価項目」として採用するかどうかの判断を当該大学・学部・大学院研究科の裁量に委ねることが適当であるもの、である。

大学評価・学位授与機構における大学評価基準¹⁹

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

基本的な観点	分析に当たっての留意点
7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。	
7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。	○ ガイダンス等の内容面や実施状況に加えて、実施後の効果面も含めて分析。また、利用満足度等について把握しているものがあれば提示。 ○ 当該活動に関する学生のニーズが把握されていれば、提示。
7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。	○ 適切な取組が行われているのみならず、活用状況についても分析。また、利用満足度等について把握しているものがあれば提示。 ○ 当該活動に関する学生のニーズが把握されていれば提示。 ○ 「オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制」はあくまでも例示であり、学習相談、助言が適切に行われているかについて分析。
7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。	○ 学生のニーズを組織的に把握しているかについて分析。 ○ 学習支援に関する学生のニーズを汲み上げる制度に加えて、その実施状況、ニーズの把握状況について分析。
7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。	○ 適切な取組が行われているのみならず、活用状況についても分析。また、利用満足度等について把握しているものがあれば提示。 ○ 当該活動に関する学生のニーズが把握されていれば、提示。
7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。	○ あらかじめ特別な支援を行うことが必要と考えられる者の人数等に関するデータが必要。 ○ 「留学生、社会人学生、障害のある学生」はあくまでも例示であり、特別な支援を行うことが必要と考えられる者が現在在籍していない場合でも、学習支援が適切に行うことのできる状況にあるかについて分析。 ○ 当該活動に関する学生のニーズが把握されていれば提示。 ○ 必要に応じて行われている学習支援の活用状況についても分析。また、利用満足度等について把握しているものがあれば提示。

¹⁹ 「大学評価・学位授与機構」ホームページ(<http://www.niad.ac.jp/index.html>)より抜粋（平成19年度実施分）。

基本的な観点	分析に当たっての留意点
7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。	
7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。	○ 自主的学習環境の整備面については、その環境を必要とする学生が効果的に活用できるような状態になっているかを分析。 ○ 「効果的に利用されているか」については、利用状況について把握することが必要。また、利用満足度の視点も重要。 ○ 基準5の観点5-2-③との関連で、環境・体制面の整備に特化して分析。 ○ 「自習室、グループ討議室、情報機器室」はあくまでも例示であり、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているかについて分析。
7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。	○ 大学が組織として支援すべきサークル活動等の範囲については、大学の判断。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要。 ○ 根拠資料の例示にある「活動の実績を示す資料」は、あくまでも大学の支援の実績であり、サークル等の活動実績そのものを評価するものではない。
7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。	
7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。	○ 当該相談・助言体制について、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス等が分かるデータを用いて、整備面を分析 ○ 機能面については、継続的に実施されているかや、学生の当該相談・助言体制の利用状況、利用満足度等を考慮し分析。（その他、アンケート結果による間接的な根拠、就職率） ○ 「保健センター、学生相談室、就職支援室の設置」はあくまでも例示であり、学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制が整備され、機能しているかについて分析。
7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。	○ 学生のニーズを組織的に把握しているかについて分析。 ○ 学生支援に関する学生の意見を汲み上げる制度に加えて、その実施状況、ニーズの把握状況について分析。
7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。	○ 「留学生、障害のある学生」はあくまでも例示であり、特別な支援を行うことが必要と考えられる者が現在在籍していない場合でも、生活支援が適切に行うことのできる状況にあるかについて分析。 ○ 当該活動に関する学生のニーズが把握されていれば提示。 ○ 必要に応じて行われている生活支援の活用状況についても分析。また、利用満足度等について把握しているものがあれば提示。
7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。	○ 奨学金制度等に関する情報の学生への周知状況についても重要な視点。 ○ 奨学金制度等の整備状況に加え、利用実績等についても分析。 ○ 当該活動に関する学生のニーズが把握されていれば、提示。 ○ 「奨学金（給付、貸与）、授業料免除」はあくまでも例示であり、学生の経済面の援助が適切に行われているかについて分析。

日本高等教育評価機構における大学評価基準²⁰

基準 4. 学生

領域・基準項目

領域：入試・入学、学生サービス、学習支援、就職支援、 学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等

- | |
|--|
| 4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。
4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。
4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。
4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。 |
|--|

評価の視点

《4-1の視点》

- 4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。
- 4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。
- 4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

《4-2の視点》

- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

《4-3の視点》

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

《4-4の視点》

- 4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

²⁰ 「日本高等教育評価機構」ホームページ(<http://www.jihe.or.jp/>)より抜粋(平成19年3月確認)。

参考資料

3. 「学生支援情報データベース」における「学生相談」関連項目

－「大学等における学生生活支援の実態調査」調査報告（抜粋）－

（趣旨）

独立行政法人日本学生支援機構が作成する「学生支援情報データベース」(<http://www.g-shiendb.jasso.go.jp/>)は、全国の大学等における学生生活支援の充実に資することを目的として、全国の大学等における学生生活支援の取組情報、学生支援窓口の情報、学生生活支援に関する調査統計や白書・答申などの情報を一元的に収集・蓄積し、ホームページより閲覧（検索）できるようにしたものである。

大学等全体の学生生活面における支援実態を把握するとともに、各大学等別の支援に関する基礎情報および先取的な取組事例を収集し学生支援情報データベースにて提供することを目的として、平成17年11月に全国の大学等に「大学等における学生生活支援の実態調査」を実施した。

その調査結果の中で、「学生相談」に関連する調査結果について参考に掲載するものである。

○ 調査の概要	6 2
○ 学生相談の現状について	6 3
○ 特に増加していると思われる相談内容について	6 4

調 査 の 概 要

1－1．目的

大学等全体の学生生活面における支援実態を把握するとともに、各大学等別の支援に関する基礎情報および先取的な取り組み事例を収集し提供する。

1－2．調査対象校

日本全国の国公立大学・短期大学（部）・高等専門学校 1,192校（悉皆調査）

1－3．調査方法

当機構ホームページ上より回答用 Excel ファイルをダウンロードのうえ、電子メールで回収した（一部フロッピーディスク、CD-R、紙により回収）。

1－4．調査時期

平成17年11月

1－5．回答校数

1,065校（回収率89.3%。詳細は下記参照）

	対象校数	回答校数	回収率
大学※	716	640	89.4%
短期大学※	413	363	87.9%
高等専門学校	63	62	98.4%
計	1,192	1,065	89.3%

※「大学」には大学院大学、「短期大学」には短期大学部を含む。

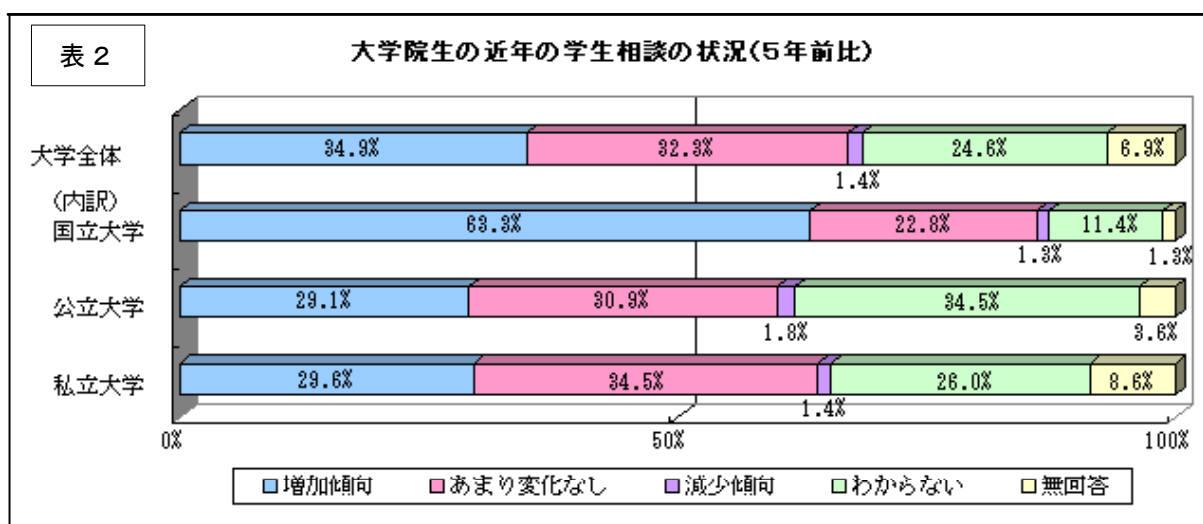
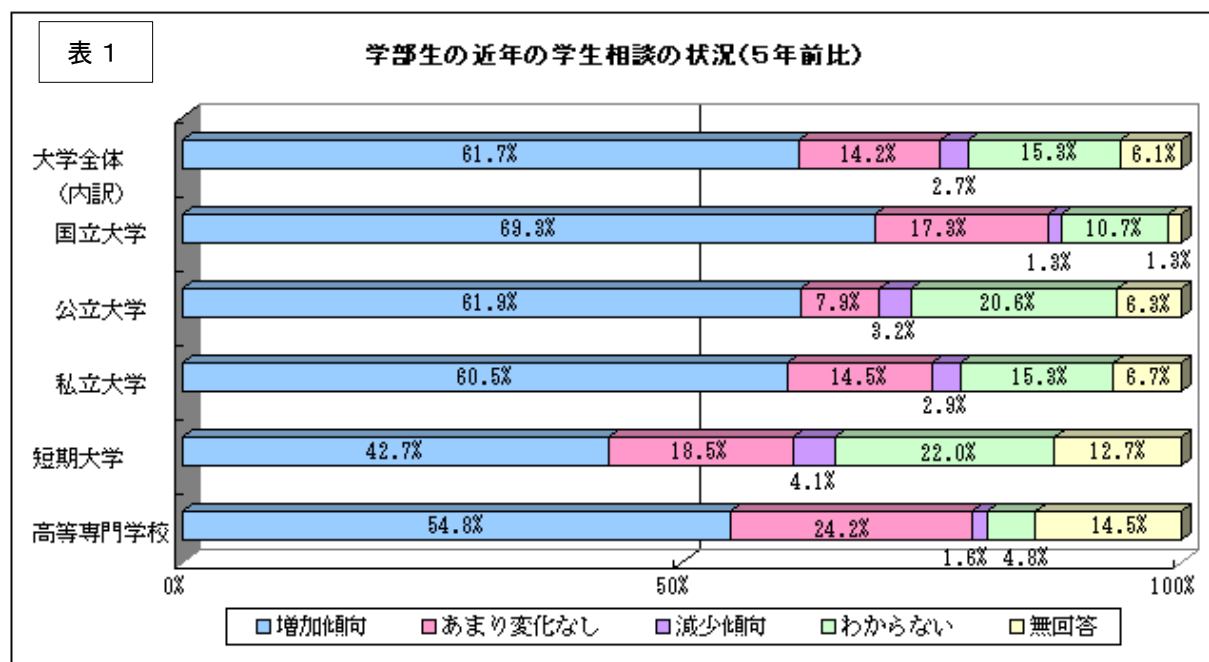
1－6．調査結果の公表

本調査結果の一部²¹については、「学生支援情報データベース」に詳細を収録した (<http://www.g-shiendb.jasso.go.jp/>)。

²¹ 学生向けの各種ガイダンス・セミナー・講座、授業科目、インターンシップ、教職員向け研修会・講演会、学生支援担当各種窓口、学生の意見・要望や生活実態把握のための調査など。

学生相談の現状について

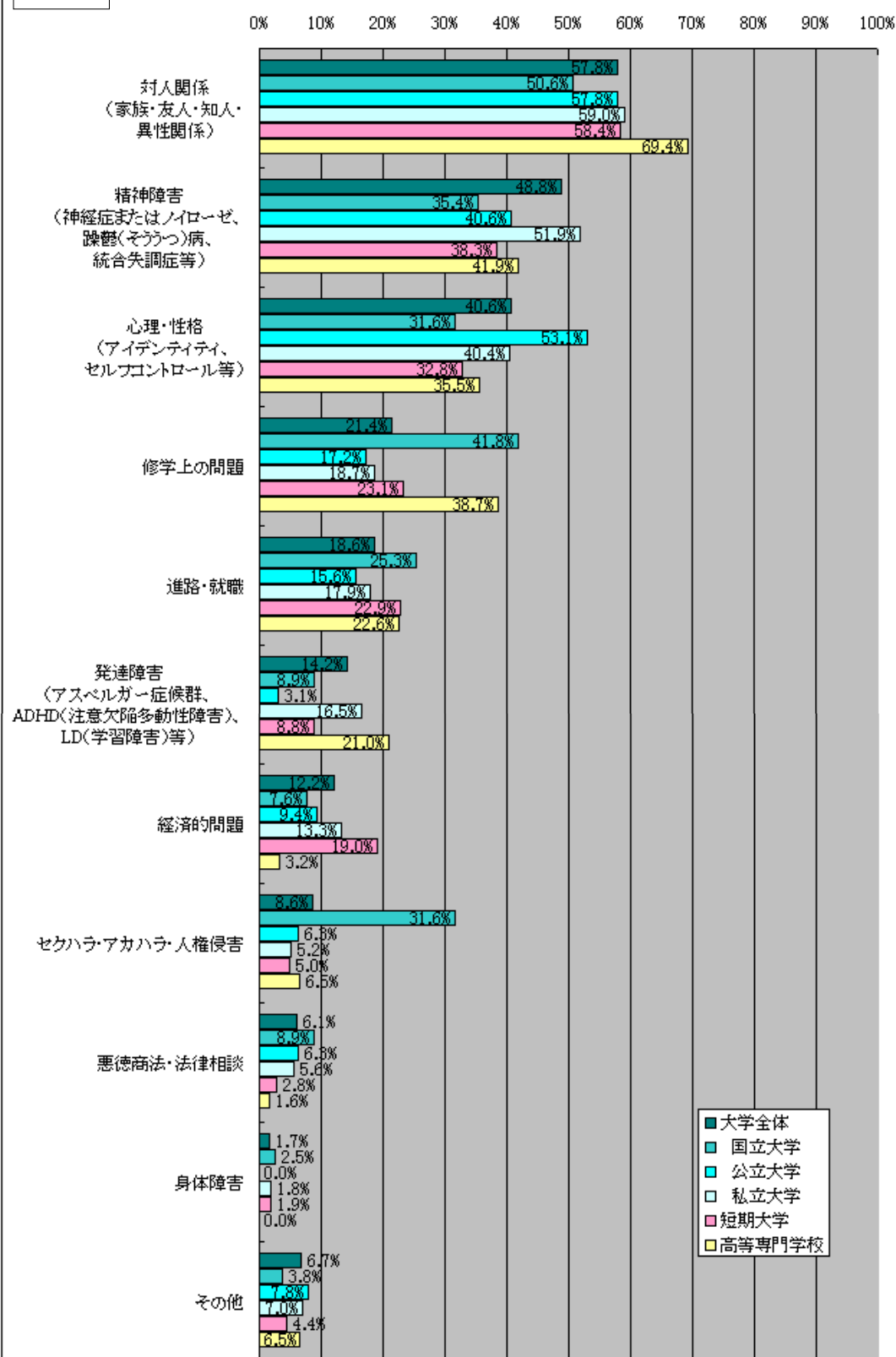
5年前と比較した、近年の学生相談の状況について、学部生の相談が増加傾向にあると回答した大学等が半数程度を占めた（表1）。また大学院生に関しては、大学院生が在籍していると回答した大学のうち、約2／3の国立大学と、同じく約1／3の公・私立大学で増加傾向にあるとの結果を得た（表2）。学部生・大学院生にかかわらず、減少傾向にあると回答した大学等は各校種とも5％未満であり、ほとんどの大学等で学生相談が横ばいあるいは増加していることがうかがえる。



特に増加していると思われる相談内容について

表 3

特に増加していると思われる相談内容(5年前比、3つまで複数回答可)



5年前と比較して、特に増加していると思われる相談内容については、表3のような結果となった。

増加していると思われる相談内容としては「対人関係（家族・友人・知人・異性関係）」が最も多く、次いで「精神障害（神経症またはノイローゼ、躁鬱（そううつ）病、統合失調症等）」や「心理・性格（アイデンティティ、セルフコントロール等）」といった内容が挙げられ、以下、「修学上の問題」や「進路・就職」が続いた。また、平成17年4月に支援法も施行された「発達障害（アスペルガー症候群、ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）等）」に関する相談が増加傾向にあるという大学等が、130校近くあった。さらに「その他」として、摂食障害、適応障害、ストーカー問題、宗教の勧誘などが挙げられた。

引用 · 参考文献

引用・参考文献

<引用報告書> (引用順)

- 文部省高等教育局・大学における学生生活の充実に関する調査研究会 2000 大学における学生生活の充実方策について－学生の立場に立った大学づくりを目指して－（報告）
（通称：廣中レポート）
- 中央教育審議会 2005 我が国の高等教育の将来像（答申）
- 中央教育審議会 2003 新たな留学生政策の展開について（答申）－留学生交流の拡大と質の向上を目指して－
- 国立大学協会 教育・学生委員会 2005 大学におけるキャリア教育のあり方－キャリア教育科目を中心に－
- メンタルヘルス研究協議会運営委員会 2005 メンタルヘルスからの高等教育への提言－大学法人化時代のキャンパス・メンタルヘルス－
- アカデミック・ハラスメント防止等対策のための5大学合同研究協議会 2006 アカデミック・ハラスメント防止ガイドライン作成のための5大学合同研究協議会
- 独立行政法人日本学生支援機構 2006 大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査報告書

<引用文献> (引用順)

- 鶴田和美 1994 大学生の個別相談事例から見た卒業期の意味－比較的健康な自発来談学生についての検討－ 心理臨床学研究 12(2), 97-108
- 鶴田和美（編著）2006 学生のための心理相談－大学カウンセラーからのメッセージ 培風館
- 下山晴彦・峰松修・保坂亨・松原達哉・林昭仁・齋藤憲司 1991 学生相談における心理臨床モデルの研究－学生相談の活動分類を媒介として－ 心理臨床学研究 9(1), 55-69
- 福盛英明・平井達也・山下聖 2006 C A S・カウンセリングサービス・スタンダードとガイドライン 学生相談研究 26(3), 243-261
- 田中健夫 2005 英国学生相談学会による大学とカレッジのカウンセリング・サービスに対するガイドライン 学生相談研究 25(3), 237-258
- <上記2編は、独立行政法人日本学生支援機構の「学生支援情報データベース」(<http://www.g-shiendb.jasso.go.jp/>) より閲覧可能>
- 大島啓利・林昭仁・三川孝子・峰松修・塚田展子 2003 2003年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研究, 24, 296-304
- 大島啓利 2004 我が国における学生相談の現状と課題－学生相談機関に関する全国調査から－ 大学と学生, 479, 13-21
- 繁樹算男・丹野義彦・大森拓哉 2006 アメリカの大学における学生相談体制の視察報告 東京大学総合文化研究科学生相談所紀要第10号, 4-21

<参考文献> (各章ごとにアルファベット順)

(第1章)

- 吉良安之(研究代表) 1998 大学教育における新しい学生相談像の形成に関する研究 平成9年度文部省科学研究費補助金基盤研究成果報告書
- 大山泰弘(研究代表) 2000 高等教育の一機能としての学生サービスに関する研究ーわが国での実現に向けてー 平成10-平成11年度文部省科学研究費補助金(萌芽的研究)研究成果報告書
- 大山泰弘 2006 学生に取り残される大学改革ー私たちはいつ学生に追いつくのかー 大学と学生, 502, 14-20
- 齋藤憲司 1999 学生相談の専門性を定置する視点ー理念研究の概観と4つの大学における経験からー 学生相談研究, 20(1), 1-22
- 齋藤憲司 2004 学生相談の新しいモデル構築に向けてー多様性(教職員)と専門性(カウンセラー)の協働ー 大学と学生, 479, 6-12
- 高石恭子 2000 ユース・カルチャーの現在 小林哲郎・高石恭子・杉原保史(編著) 大学生がカウンセリングを求めるときーこころのキャンパスガイドー ミネルヴァ書房
- 高石恭子 2004 ユニバーサル・アクセス時代の大学と学生相談ー地域コミュニティに果たす役割と相互交流活動の試み 大学と学生, 479, 58-63
- 苫米地憲昭 2006 大学生: 学生相談から見た最近の事情 臨床心理学 6(2), 168-172
- 吉武清實 2005 改革期の大学教育における学生相談ーコミュニティ・アプローチモデル 教育心理学年報 44, 138-146
- 吉武清實・池田忠義 2004 大学コミュニティへの学生相談的アプローチー面接室から踏み出す積極的支援の試みー 大学と学生, 479, 54-57

(第2章)

- 安住伸子 2006 学生相談とキャリア教育ーこころの成長を進路決定に生かすー 大学と学生, 502, 21-28
- 窪田由紀 2006 考え方と事例: キャンパス・ハラスメントへの対応 臨床心理学 6(2), 194-200
- 齋藤憲司・道又紀子 2003 教職員が関与する相談事例への構えと対処ー教育目標と心理的成長をめぐる協働に向けてー 学生相談研究 24(1), 12-21
- 内野悌司 2006 新入生を先輩が支援する広島大学ピア・サポート活動について 大学と学生, 503, 17-24

(第3章)

- 森田祐司・岡本貞雄 2006 新入生対象の講義「キャンパスライフ実践論」の試みー学生生活全体のサポートー 学生相談研究 26(3), 185-197
- 西河正行 2004 学生相談におけるエンカウンター・グループの再生と心理教育的グループの活用ー現代若者の心理的危機への対処方法としてー 大学と学生, 479, 32-41
- 齋藤憲司・吉良安之・内野悌司・福盛英明・山中淑江・池田忠義・富江伸治・鶴田和美 2005 学生相談のニーズとシーズ 第38回全国学生相談研究会議報告書 19-46
- 高野明・大森拓哉 2004 国立総合大学における学生相談の展開と課題ー東京大学における学生相談50年ー 大学と学生, 479, 42-48

- 田中健夫 2003 イギリスの学生相談の動向－1999-2002 年の文献レビュー－学生相談研究, 24, 181-194
- 田中健夫・福盛英明 2004 欧米の学生相談の動向と我が国への示唆 大学と学生, 479, 22-31
- 山中淑江 2004 私立総合大学における学生相談の展開と課題－立教大学学生相談所50年の歩みから 大学と学生, 479, 49-53
- 鶴田和美・齋藤憲司(編) 2006 学生相談シンポジウム－大学カウンセラーが語る実践と研究－ 培風館
- (第4章)**
- 福田真也 2004 心の病気を抱えた学生への修学支援－再適応へのプロセスに向けての工夫 大学と学生, 479, 42-48
- 福田真也 2006 考え方と事例：自殺、自傷への対応 臨床心理学 6(2), 185-193
- 岩田淳子・小林弥生・関真利子・杉田祐美子・福田真也 2005 発達障害の学生への理解と対応に関する研究 学生相談研究 25(1), 32-43
- 太田裕一 2004 学生の危機への対応－教職員の立場から－ 大学と学生 479, 25-33
- 内野悌司 2004 大学生の自殺予防 こころの科学 118 日本評論社 24-28
- 山中淑江・大島啓利・苫米地憲昭・早川東作・小林哲朗・鶴田和美・青木健次・齋藤憲司 2006 学生相談カウンセラーの研修に求められるもの 第39回全国学生相談研究会議報告書 11-20

大学における学生相談体制の整備に資する調査研究について

〔平成 17 年 10 月 11 日〕
制 定

1 目 的

大学における学生相談の件数が増加傾向にあるとともに内容についても多様化・複雑化していることから、大学における学生相談体制の整備・充実が必要とされている。

既に、積極的に相談窓口等を設けて体制を整えている大学がある一方、心理カウンセラーの未配置など学生相談体制が十分でない大学も少なくなく、また、学生相談に関わる教職員の質的向上など各大学共通の課題もある。

本調査研究は、このような状況に鑑み、大学の学生相談体制の現状を把握するとともに、その課題を明らかにし、今後、各大学が整備・充実を図るに際して参考となるモデルなどを策定することを目的とする。

2 調査研究事項

- (1) 大学における学生相談体制の整備・充実に関すること
- (2) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者の協力を得て調査研究を行う。
- (2) 必要に応じ、専門部会を設置するとともに別紙以外の者の協力を得ることが出来る。

4 実施期間

平成 17 年 10 月 11 日～平成 19 年 3 月 31 日

5 その他

この調査研究に関する庶務は、学生生活部学生生活計画課で処理する。

大学における学生相談体制の整備に資する調査研究会委員名簿

○【座 長】 苜米地 憲 昭 （国際基督教大学教授）

○【副座長】 齋 藤 憲 司 （東京工業大学助教授）

○ 大 島 啓 利 （広島修道大学学生相談室カウンセラー）

大 森 拓 哉 （多摩大学助教授）

高 石 恭 子 （甲南大学教授）

田 中 健 夫 （九州大学助教授）

鶴 田 和 美 （名古屋大学教授）

福 田 真 也 （東海大学助教授）

○ 福 盛 英 明 （九州大学助教授）

堀 正 士 （筑波大学助教授）

○ 山 中 淑 江 （立教大学学生相談所カウンセラー）

○ 吉 武 清 實 （東北大学教授）

大 膳 司 （日本学生支援機構客員研究員・広島大学教授）

富 江 伸 治 （日本学生支援機構客員研究員・筑波大学名誉教授）

平 野 俊 彦 （日本学生支援機構学生生活部学生生活計画課長）

（敬称略）

※ ○印：ワーキング・グループメンバー

「大学における学生相談体制の整備に資する調査研究会」討議経過

大学における学生相談体制の整備に資する調査研究会

- 第1回 : 平成17年11月 4日 (金)
○ 座長選出
○ 報告書(案)作成方針討議
- 第2回 : 平成17年12月 9日 (金)
○ 報告書(案)討議
- 第3回 : 平成18年 2月27日 (月)
○ 報告書(案)討議
- 第4回 : 平成18年 7月 4日 (火)
○ 報告書(案)討議
- 第5回 : 平成18年 8月 2日 (水)
○ 報告書(案)討議
- 第6回 : 平成18年 9月22日 (金)
○ 報告書(案)取りまとめ
- 第7回 : 平成18年11月17日 (金)
○ 報告書取りまとめ

ワーキング・グループ

- 第1回 : 平成18年 2月10日 (金)
○ 報告書(案)討議
- 第2回 : 平成18年 4月25日 (火)
○ 報告書(案)討議
- 第3回 : 平成18年 6月 1日 (木)
○ 報告書(案)討議
- 第4回 : 平成18年 6月28日 (水)
○ 報告書(案)討議

大学における学生相談体制の充実方策について
－「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」－

平成 1 9 年 3 月

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部学生生活計画課

〒161-0034 東京都新宿区上落合 1-17-1

Tel 03-3951-9100 fax 03-3951-9188

E-mail:sp-div2@jasso.go.jp

<http://www.jasso.go.jp>